

落合雨水ポンプ場外 12箇所
運転管理業務委託

特記仕様書

仙台市建設局下水道管理部

設備管理センター

第1章 一般事項

1 業務委託名

落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託

2 目的

本業務は、本仕様書に基づいて落合雨水ポンプ場外12箇所の運転管理業務（保守点検、その他）を実施し、施設の適正な維持管理を図ることを目的とする。

3 業務履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 業務履行場所

仙台市太白区袋原二丁目16-15 外12箇所

5 業務対象施設

業務対象施設は以下のとおり。詳細は別紙1 案内図を参照すること。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 落合雨水ポンプ場 | 仙台市太白区袋原二丁目16-15 |
| (2) 庄松雨水ポンプ場 | 仙台市太白区東中田一丁目10-18 |
| (3) 東郡山雨水ポンプ場 | 仙台市太白区東郡山二丁目31-25 |
| (4) 長町第一ポンプ場 | 仙台市太白区大野田三丁目11-66 |
| (5) 長町第二雨水幹線吐口 | 仙台市太白区諏訪町地内 |
| (6) 飯田団地ポンプ場 | 仙台市太白区郡山字源兵衛東5-2 |
| (7) 茂庭住宅団地ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭台五丁目3-30 |
| (8) 人来田西ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭字人来田西143-15 |
| (9) 富沢ポンプ場 | 仙台市太白区長町南四丁目29-2 |
| (10) 富沢南ポンプ場 | 仙台市太白区富沢南二丁目25-1 |
| (11) 人来田ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭字人来田中14-2 |
| (12) 四郎丸雨水ポンプ場
(四郎丸排水樋門) | 仙台市太白区四郎丸字岡谷地地内 |
| (13) 諏訪町ポンプ場 | 仙台市太白区諏訪町401-7 |

6 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。ただし、一般仕様書に定める業務履行計画表、業務履行計画書、実施工程表、業務報告書、業務遂行写真及び業務週報（日報）は、本仕様書で指定する書類をもって代える。

また、業務従事者の異動等により提出書類の内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかに発注者に報告すること。

(1) 総括責任者選任届	1部を着手届提出時に提出
(2) 有資格者選任届	1部を着手届提出時に提出 (資格の登録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付)
(3) 業務従事者名簿	1部を着手届提出時に提出 (業務従事者の氏名、担当業務及び取得している資格の登録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付)
(4) 現場管理組織表	1部を着手届提出時に提出
(5) 安全管理組織表	1部を着手届提出時に提出
(6) 緊急連絡系統図	1部を着手届提出時に提出
(7) 緊急時人員配置表	1部を着手届提出時に提出
(8) 業務実施計画書	翌月分について作成後、1部を毎月末までに速やかに提出 ただし、令和8年4月分は契約後直ちに提出
(9) 業務実施報告書等	当月分について作成後、1部を速やかに提出
(10) その他発注者が要求する書類	発注者の指示による

7 法令等の遵守

受注者は、以下の関係法令等を遵守し、業務の円滑な履行を図ること。また、関係法令等の適用及び運用にあたり監督官庁の指示命令等がある場合は、それに従わなければならない。なお、適用を受ける関係法令等に改正があった場合は、最新のものを適用すること。

(1) 関係法令（例示）

下水道法、水質汚濁防止法、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、電気事業法、河川法

(2) その他関係法令等

8 安全管理及び緊急時の措置

(1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定めて定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

(2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、以下の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配備させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

- ア 機械、電気設備等の故障
- イ 人身事故、火災
- ウ 大規模地震（仙台市内で震度5弱以上）、集中豪雨、台風、強風、悪水流入等業務対象施設の運転管理に支障をきたすおそれのある事態

(3) 緊急時の調査・報告

(2) アからウに掲げる事態が発生した場合またはその発生が予見される場合、もしくは発注者からの指示があった場合は、各施設の被害状況を確認し、速やかに発注者に報告すること。

(4) その他

受注者は、業務従事者の中から以下の責任者を選任し、作業を行わなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。

- ア 火気取締責任者
- イ その他必要となる責任者

9 経費等の負担

(1) 受注者が負担する備品・消耗品等

以下の物品のほか、専ら受注者が使用する備品及び業務の履行に必要となる消耗品等とする。

- ア 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリース等）
- イ 補修用塗料（軽微な部分補修に係るもの）
- ウ 報告書記録用紙
- エ 一般汎用品である備品・消耗品
- オ 作業服、靴、手袋及び安全衛生保護具等その他安全衛生の確保に必要となるもの
- カ 設備点検や小修理に係る点検工具、回路計及び懐中電灯等の器具・工具
(特殊工具を除く)
- キ 受注者が所有する電話機等その他通信機器の設置工事費及びその維持に係る費用
- ク 受注者の使用する車両及びその維持に係る費用

(2) 発注者が負担する経費及び貸与または支給する消耗品類

以下の物品とする。その使用にあたっては、極力節減に努めなければならない。発注者から貸与を受けた備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。また、年1回、発注者に当該台帳を提出して発注者の確認を受けるほか、き損、盗難または紛失等が生じた場合は、受注者の負担により弁償すること。

- ア 光熱水費・通信費

電力、水道、ガス、自家発電設備等設備の運転に供する燃料及び電話回線（発注者が所有するものに限る）に係る使用料

イ 消耗品

機械・電気設備等の部品、計装記録計用記録紙及びその他の消耗品（一般汎用品を除く）

ウ 貸与品

備品、一般汎用品以外の測定器具、特殊工具及び業務遂行上必要となる工事完成図書類

（3）事務室等の使用

ア 事務室、倉庫、駐車場等

受注者は、契約期間内において発注者が所有する事務室、倉庫または駐車場等を使用することができる。ただし、その使用は業務遂行上必要となる範囲に限る。業務に使用する車両については、当該車両の使用目的を業務履行計画書に記載するほか、車検証等の写しを添付すること。

イ 使用目的等の変更

受注者は、使用目的等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議して承認を受けなければならない。

ウ 善良な管理者の注意義務

受注者は、事務室、倉庫または駐車場等の使用にあたり、善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。また、事務室、倉庫または駐車場等にき損、汚損等を発見した際は速やかに発注者に報告し、その原因が受注者の過失にあると判断された場合は、受注者の負担において復旧しなければならない。

10 委託料の請求及び支払方法

受注者は、別紙2 支払内訳書に示す区分における業務の履行を完了したとき、直ちに当該区分に係る一部業務完了届及び業務報告書等を作成して発注者に提出し、当該区分に係る履行の確認を受けること。発注者が確認した後、受注者は当該区分に係る委託料を請求することができる。

11 その他

（1）工業所有権

ア 資料の帰属等

受注者は、業務の履行に伴って得られるすべての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

イ 工業所有権の出願等

受注者は、本業務に関連して発明、考案した物品等の一切または本業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて工業所有権の出願を行う場合

は、あらかじめ発注者と協議すること。なお、当該ソフトウェアを本業務以外で使用する場合も同様とする。

(2) 業務の引継ぎ

受注者は、業務完了後に本業務を新たな受注者へ引き継ぐ場合、発注者と協議のうえ、施設が正常に稼働するために必要な措置を講じなければならない。

(3) 他工事等との調整

受注者は、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転管理業務等の業務の履行方法等について変更が必要な場合は、発注者と協議または調整して変更するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領 -処理場・ポンプ場施設編- 2020年」（以下「維持管理積算要領」という。）によることとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、受注者は、発注者からの指示のない事項においても、運転管理上当然必要な業務または作業等は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

第2章 対象設備及び業務内容等

1 業務対象設備

本業務における運転管理の対象設備は、以下のとおりとする。業務対象施設ごとの設備の詳細は、別紙3 主要設備一覧表を参照すること。

(1) 機械設備

- ア 沈砂池設備
- イ 主ポンプ設備
- ウ 脱臭設備
- エ 空気調和設備
- オ 換気設備
- カ その他の設備

(2) 電気設備

- ア 受変電・動力設備
- イ 自家発電設備
- ウ 制御・計装用電源設備
- エ 電線路設備
- オ 計装設備
- カ 監視制御設備
- キ 付帯設備

(3) その他土木・建築・建築付帯設備等

2 業務内容

受注者が実施する業務は以下のとおりとする。なお、契約期間中において変更があった設備等についても既存の施設または設備と同様とする。

(1) 保守点検業務

作業内容については、維持管理積算要領 第4編 下水道施設機械・電気保守点検基準 第3章を基本とし、用紙またはデータ等への点検結果の記録を含む以下の内容とする。

保守点検により機器または設備等に異常または故障等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者からの指示により応急措置または原因調査を行うものとする。また、その経過を記録し、発注者に報告しなければならない。

ア 検針及び日常巡視点検

電力量計等の計器の指示値を記録するほか、運転状態にある設備について、異常の有無及びその兆候を発見するために原則として週1回実施する点検であり、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業である。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗の状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するために1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月または1年等の期間を定めて実施する点検であり、主に測定、調整、給油、分解清掃及び記録等の作業である。

ウ 各種設備及び備品等の補修、簡易な部品交換または故障修理

通常の勤務時間内に実施することができ、かつ外部に作業員を求める必要がない作業であり、特殊な機器、部品、技能及び工具を使用せず、高度な専門技術を必要としない補修、部品交換または故障修理である。

エ 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）において実施する、錆や腐食等による剥離及び発錆防止のための部分的な補修塗装である。

（2）その他の業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素がほとんど含まれないものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 各種設備等周辺の清掃

点検対象である機器及び設備の据付場所、水路またはトラフ等の清掃である。

イ 備品、消耗品及び材料等の管理及び整理整頓

ウ 敷地内の簡易な除草

エ その他必要となる作業

（3）その他の技術業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素を含むものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 除塵作業

人力または設備の運転操作により、し渣等を取り除くことである。

イ 機器及び設備の運転操作

ウ （1）以外に行う臨時のまたは簡易的な点検

エ 発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等に伴う現場立会、試運転立会、機器及び設備の手動等による運転または停止操作及びその準備作業等

3 業務の委託範囲

本業務における委託範囲は、前項に掲げる業務とし、専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要する以下の業務は含まない。ただし、以下に該当する業務であっても、実施にあたり専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要さない軽微な業務または作業であり、かつ運転管理上当然必要なものについては、受注者は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

- (1) 沈砂またはし渣の運搬業務
- (2) 沈砂またはし渣の処理業務
- (3) 各種機械・電気設備の点検業務または整備業務
- (4) 自家用電気工作物の保安管理業務
- (5) 消防用設備等の点検業務
- (6) 計装設備の点検業務
- (7) 緑地の管理業務
- (8) その他専門知識及び高度な技能等を要する業務

4 業務担当者等

(1) 業務総括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理について専門知識を有し、かつ業務上必要な関係法令等に精通して円滑に業務を遂行する能力を有する者を業務総括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告しなければならない。また、業務総括責任者の職務は以下のとおりとする。

- ア 現場の最高責任者として業務従事者の指揮監督にあたること。
- イ 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分に理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ 業務従事者に対する研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- エ 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに発注者に連絡のうえ事態に対処できる体制等を整えること。
- オ 施設の特性等を十分に理解し、効率的に運転及び作業等を行えるようにすること。

(2) 有資格者の配置

受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令等の定めに基づき業務従事者の中から有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。選任を必要とする有資格者は以下のとおりとする。

- ア 甲種危険物取扱者または乙種第四類危険物取扱者
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- ウ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- エ 玉掛け技能講習修了者
- オ 第一種電気工事士または第二種電気工事士
- カ その他関係法令等に定める業務に必要となる有資格者

(3) 業務従事者

受注者は、本業務を履行するにあたり、業務対象施設に係る研修を受けた者を従事させなければならない。また、業務従事者には受注者名入りの統一した作業着及び名札を着用させること。

5 提出書類

受注者は、一月ごと及び年度ごとの終了後に、下表の書類について記録及び整理のうえ、速やかに発注者に提出して報告すること。また、記録のみの書類は、発注者が提出を求めた場合にその都度提出すること。

提出は原則として電子データの授受により行うものとするが、発注者が紙媒体による提出を求めたものについては紙媒体の授受により行う。なお、電子データの様式、授受の方法及びデータ形式等は発注者の指示による。

名称	記録	報告
業務実施報告書	○	○
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
点検業務報告書	○	○
故障報告書	○	○

※押印は省略してもよい。電子的な押印により代えることも可とする。

6 勤務時間及び巡回体制等

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日について、2人以上による週1回以上の巡回管理により業務を実施すること。勤務時間は午前8時30分から午後5時00分までとし、巡回は原則として勤務時間内に行うものとする。

このほか、作業の延長、各種立会、故障または災害の発生等により対応が必要となる場合は、適切な対応に必要となる人員を確保し、隨時対応しなければならない。

施設名	巡回頻度	
	4月～10月	11月～3月
飯田団地ポンプ場	週1回以上	
茂庭住宅団地ポンプ場		
人来田ポンプ場		
人来田西ポンプ場		
富沢ポンプ場		
富沢南ポンプ場		
諏訪町ポンプ場		
落合雨水ポンプ場	週2回以上	週1回以上
庄松雨水ポンプ場		
東郡山雨水ポンプ場		
長町第一ポンプ場		
長町第二雨水幹線吐口		
四郎丸雨水ポンプ場 (四郎丸排水樋門)		

7 業務対象施設の全般的な管理

業務対象施設のうち発注者が使用する事務室等を除き、全般的な管理は受注者が行う。なお、すべての業務対象施設の門扉は、受注者による点検、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等により関係者が入場する場合を除き、常時閉門とする。

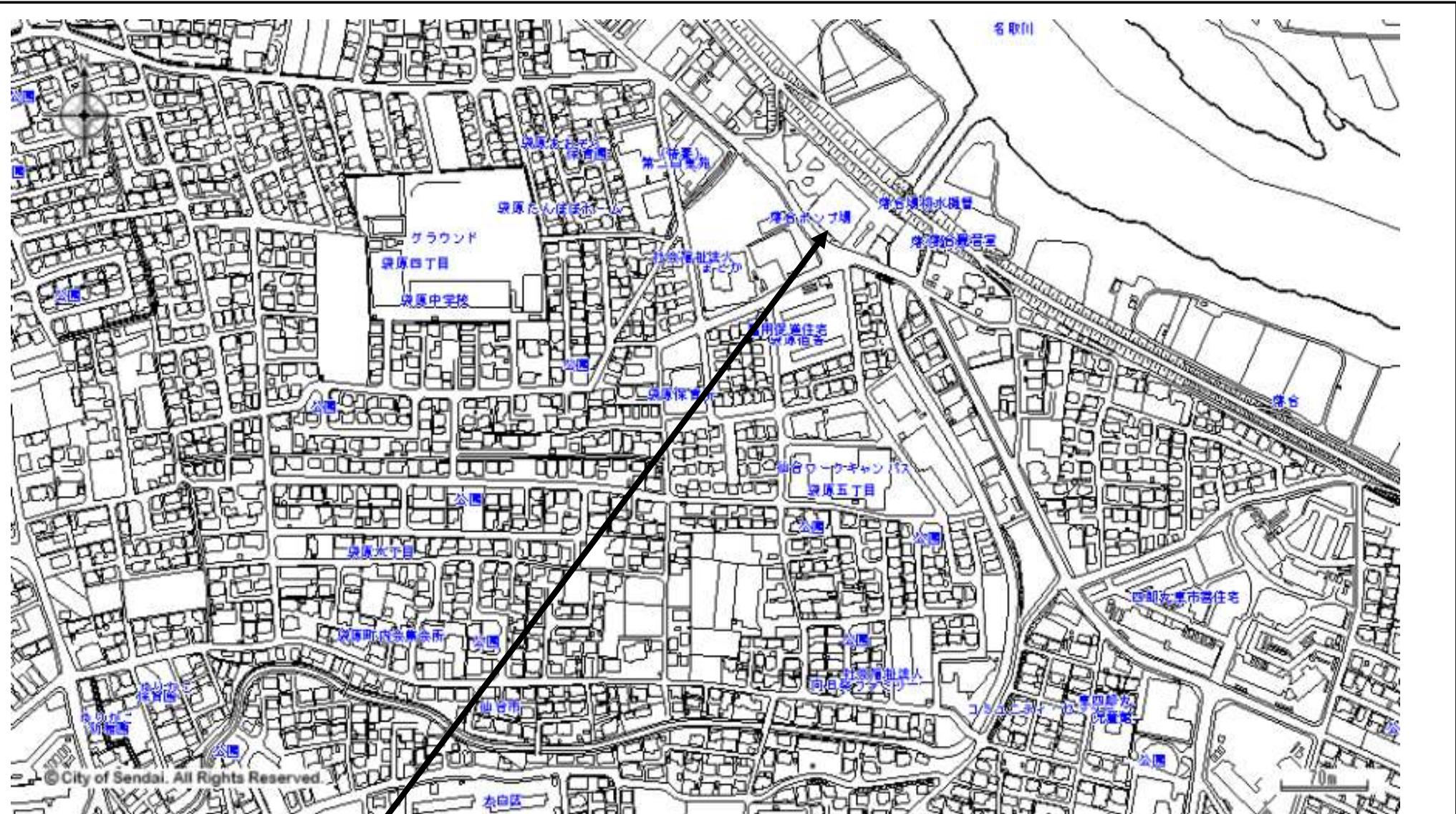
8 添付資料

業務対象施設における令和4年度から令和6年度までの運転管理年報については、以下を参照すること。

別紙4 ポンプ場運転管理年報

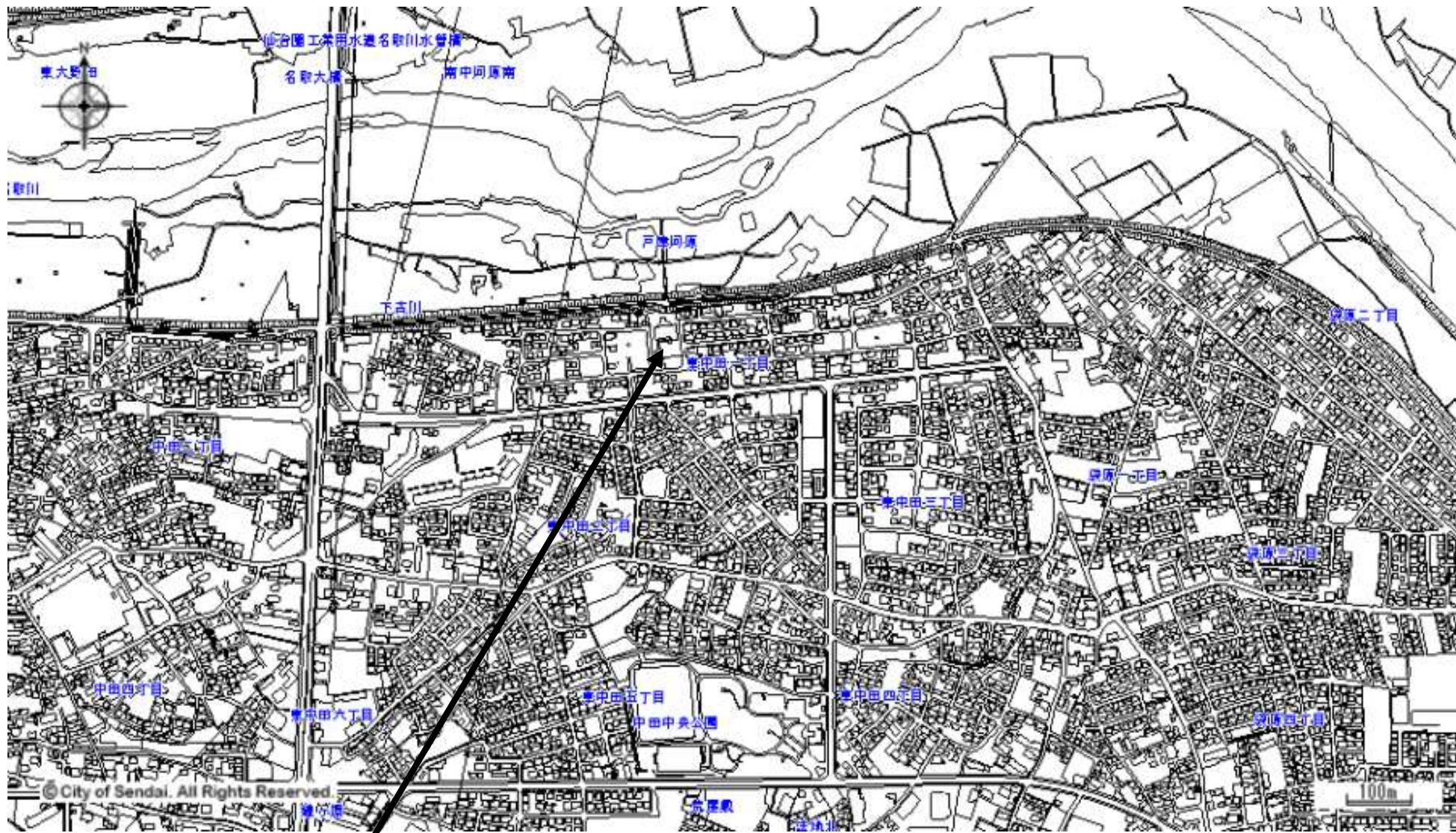
落合雨水ポンプ場外 12箇所
運転管理業務委託

案内図・平面図・断面図・詳細図



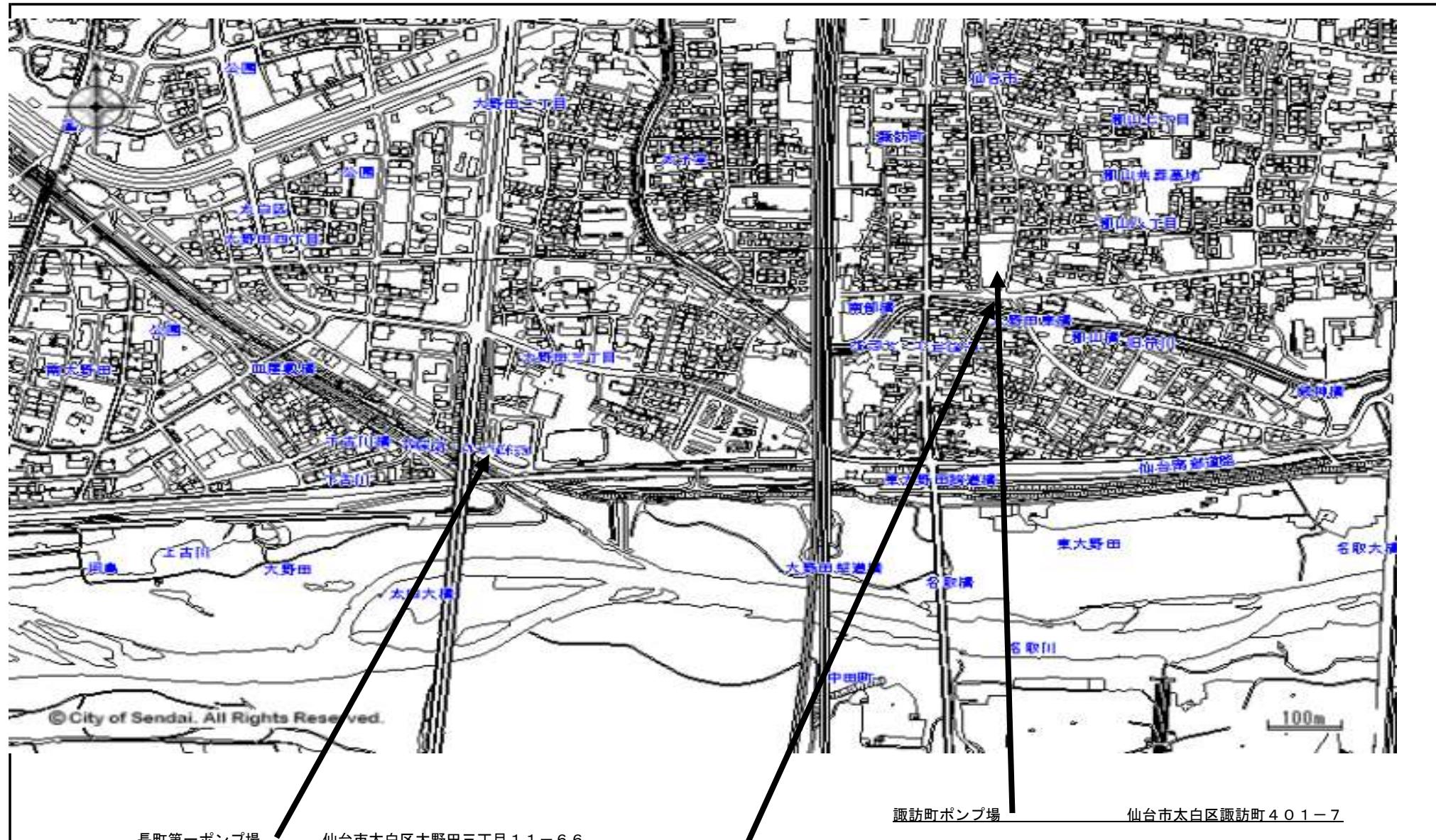
落合雨水ポンプ場 仙台市太白区袋原二丁目 16-15

件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



庄松雨水ポンプ場 仙台市太白区東中田一丁目10-18

件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.

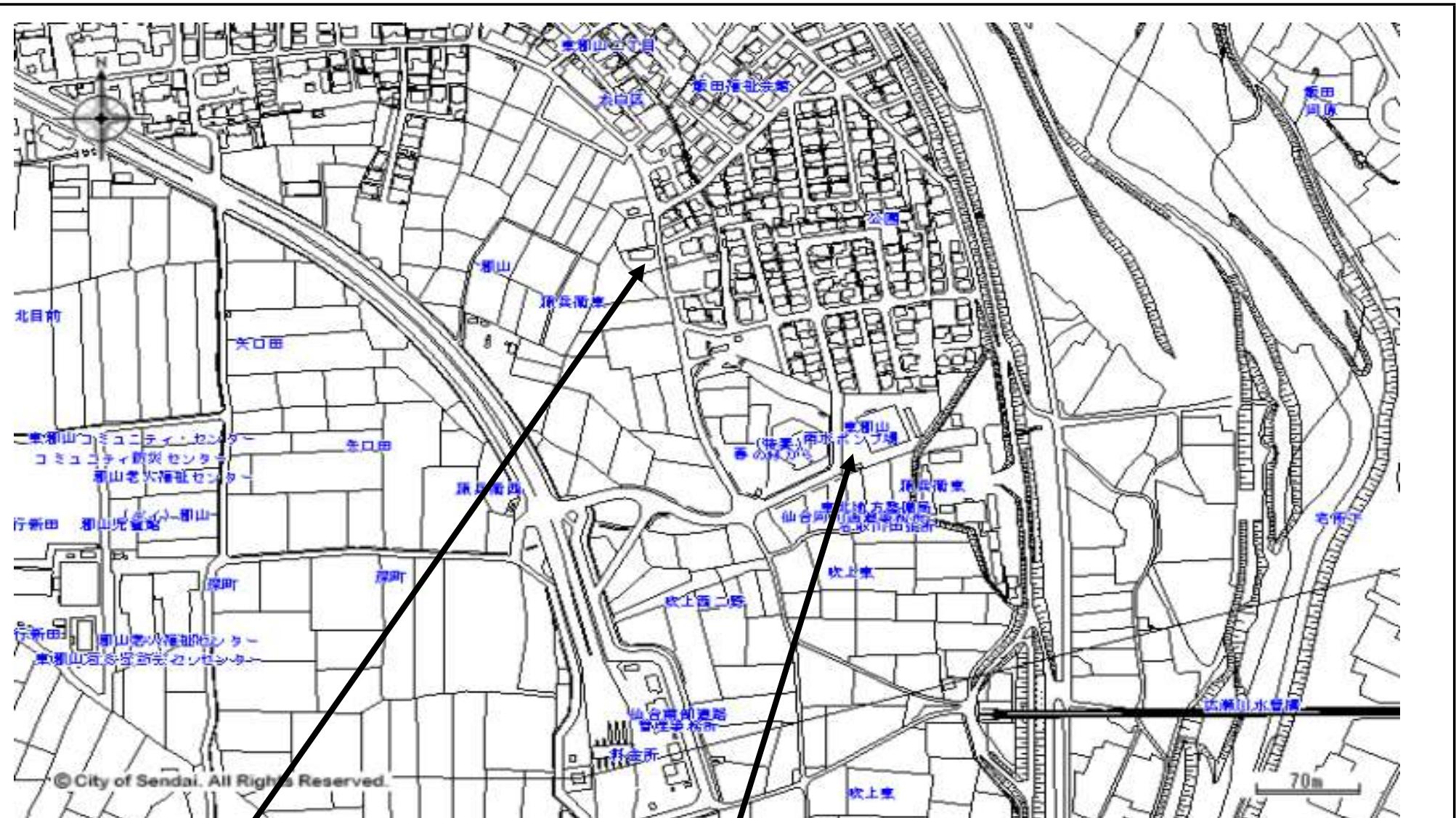


長町第一ポンプ場 仙台市太白区大野田三丁目 11-66

長町第二雨水幹線吐口 仙台市太白区諏訪町地内

仙台市太白区諏訪町401-7

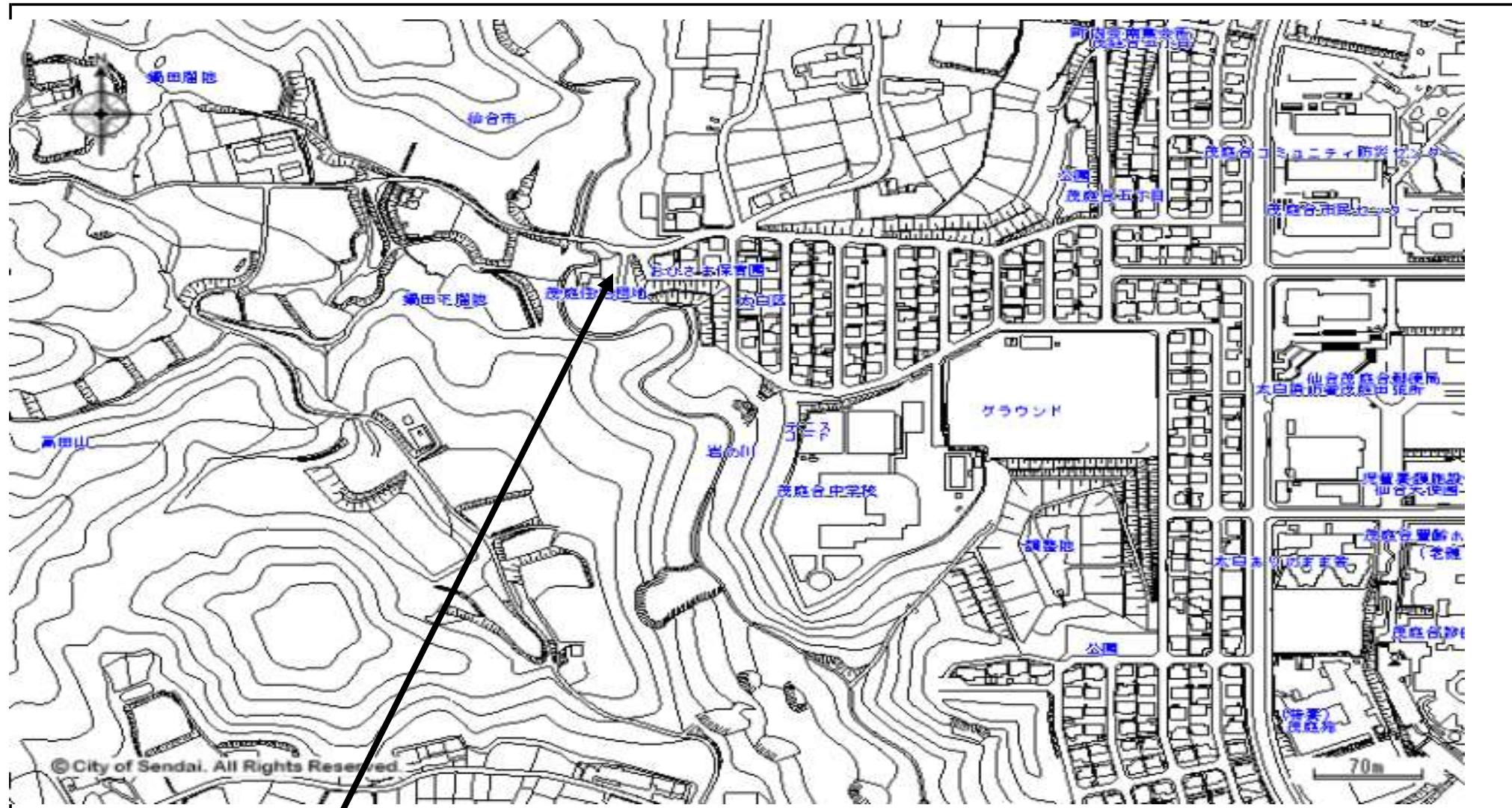
件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



東郡山雨水ポンプ場 仙台市太白区東郡山二丁目 31-25

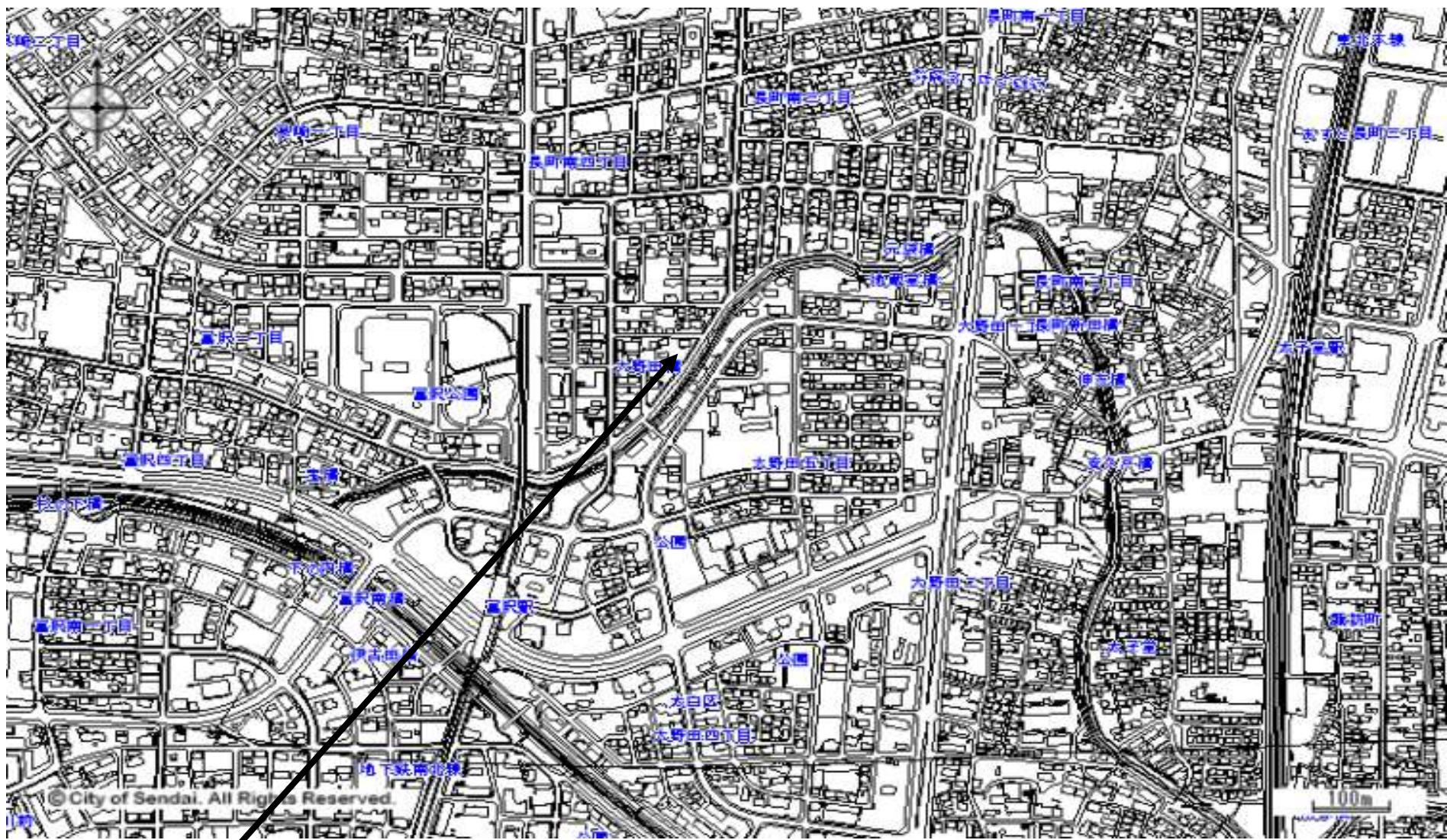
飯田団地ポンプ場 仙台市太白区郡山字源兵衛東 5-2

件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



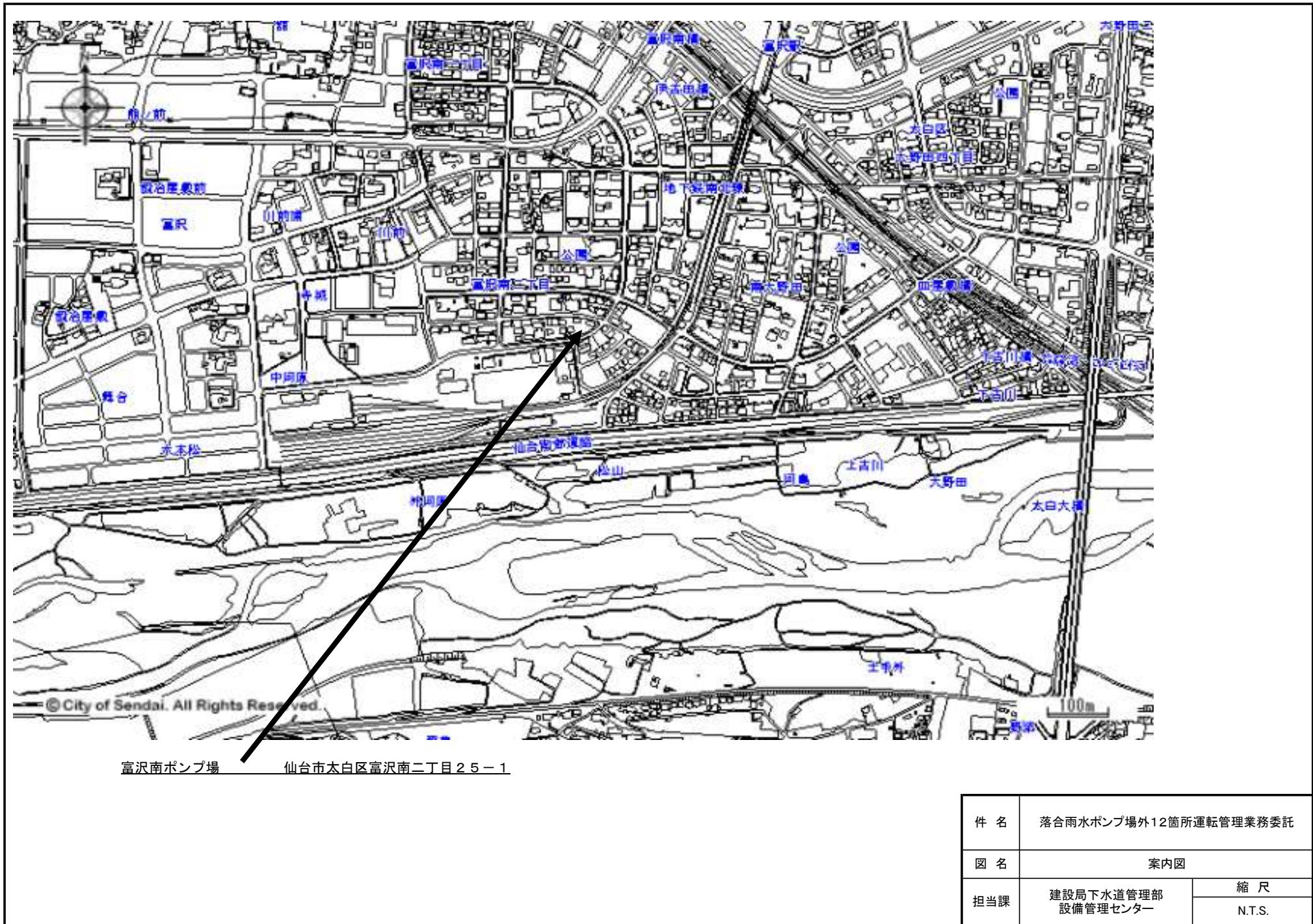
茂庭住宅団地ポンプ場 仙台市太白区茂庭台五丁目3-30

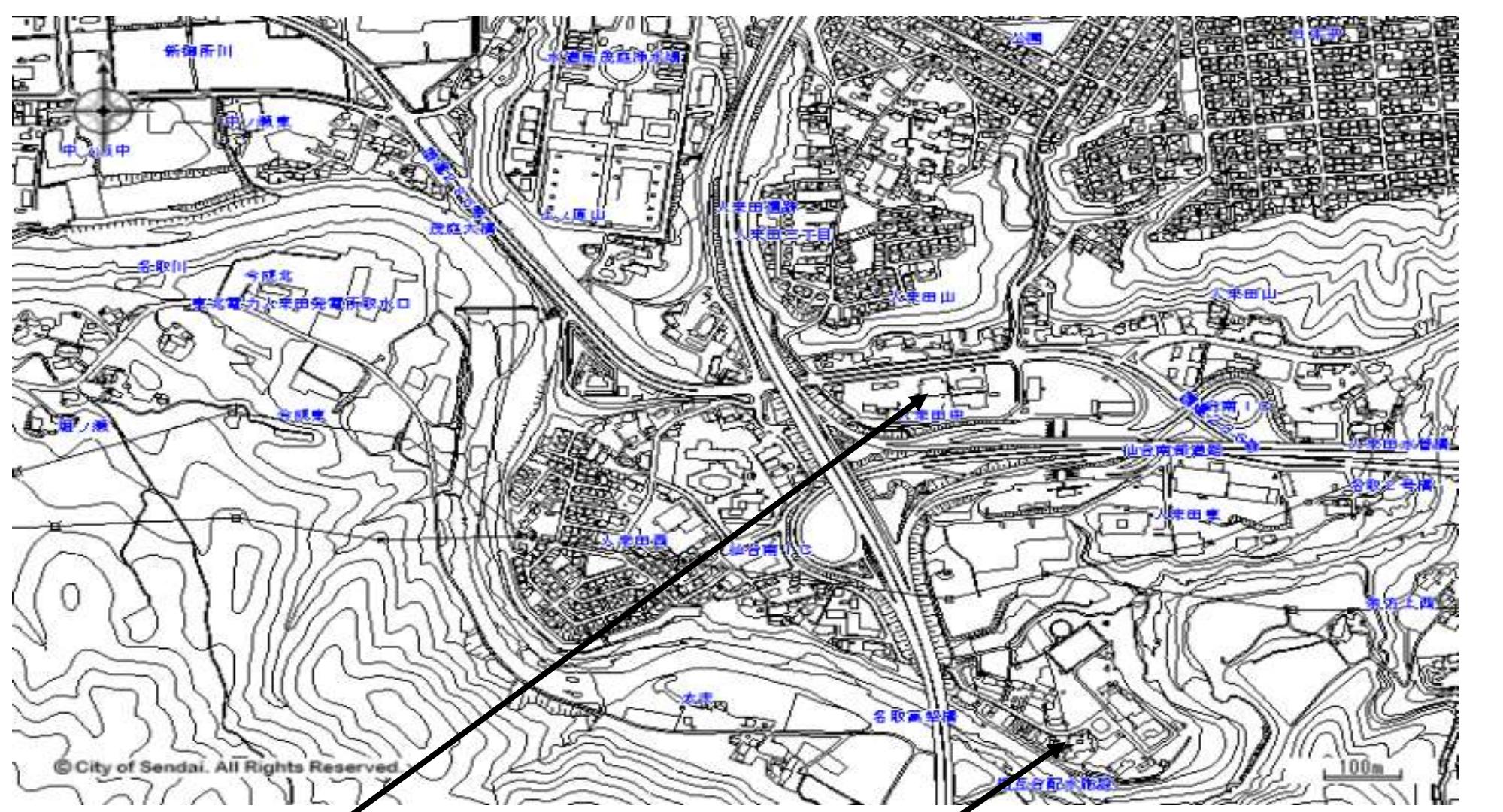
件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



富沢ポンプ場 仙台市太白区長町南四丁目29-2

件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.





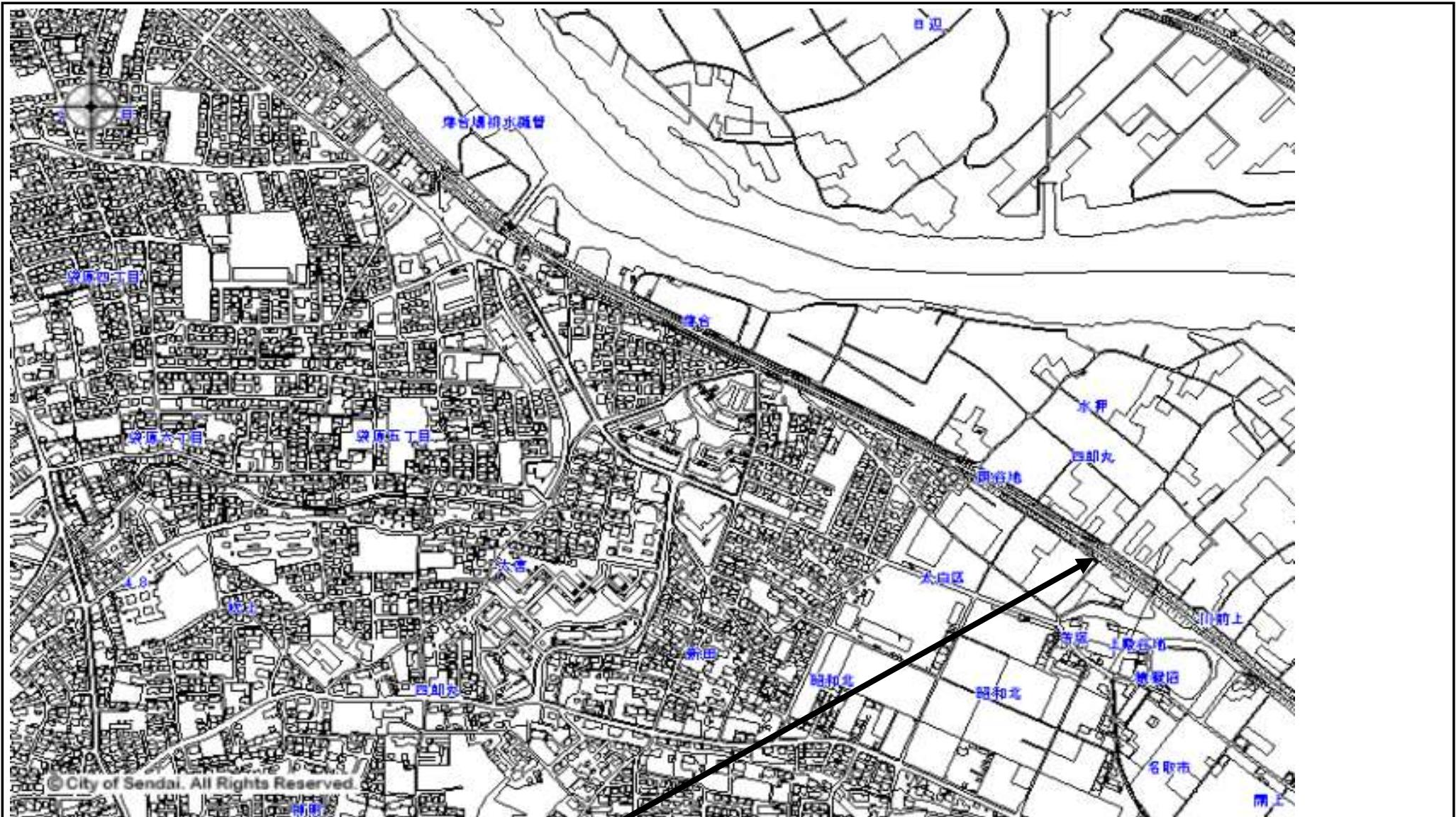
人来田ポンプ場

仙台市太白区茂庭字人来田中14-2

人来田西ポンプ場

仙台市太白区茂庭字人来田西143-15

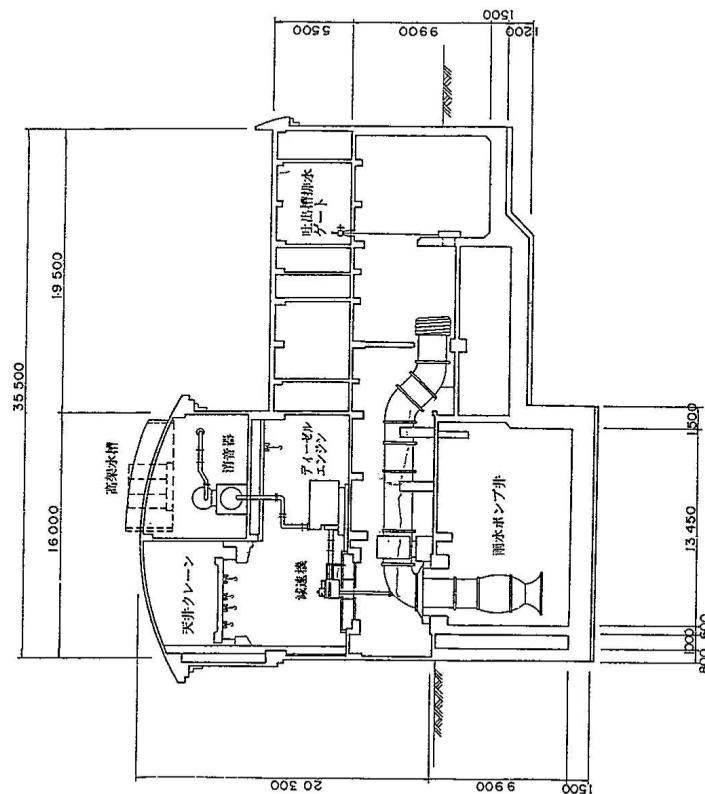
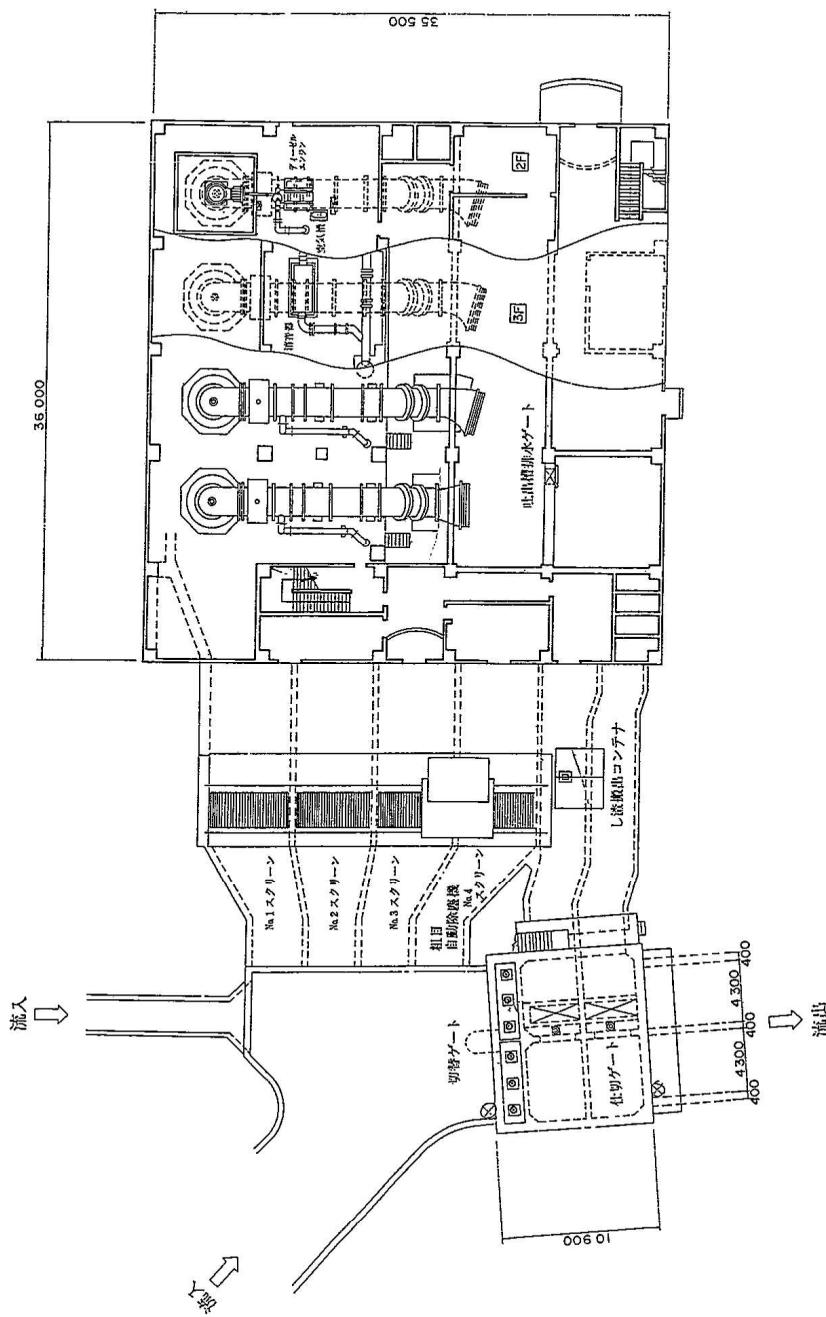
件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



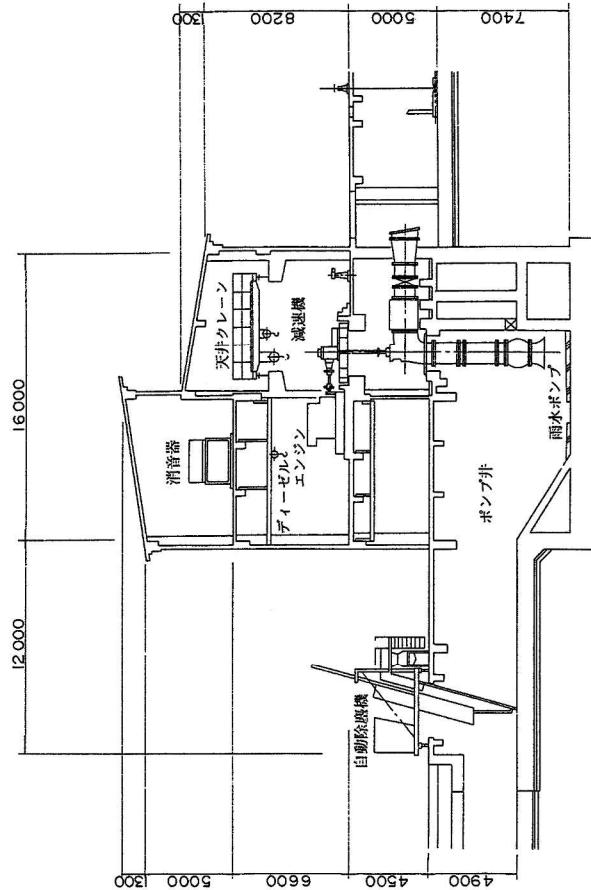
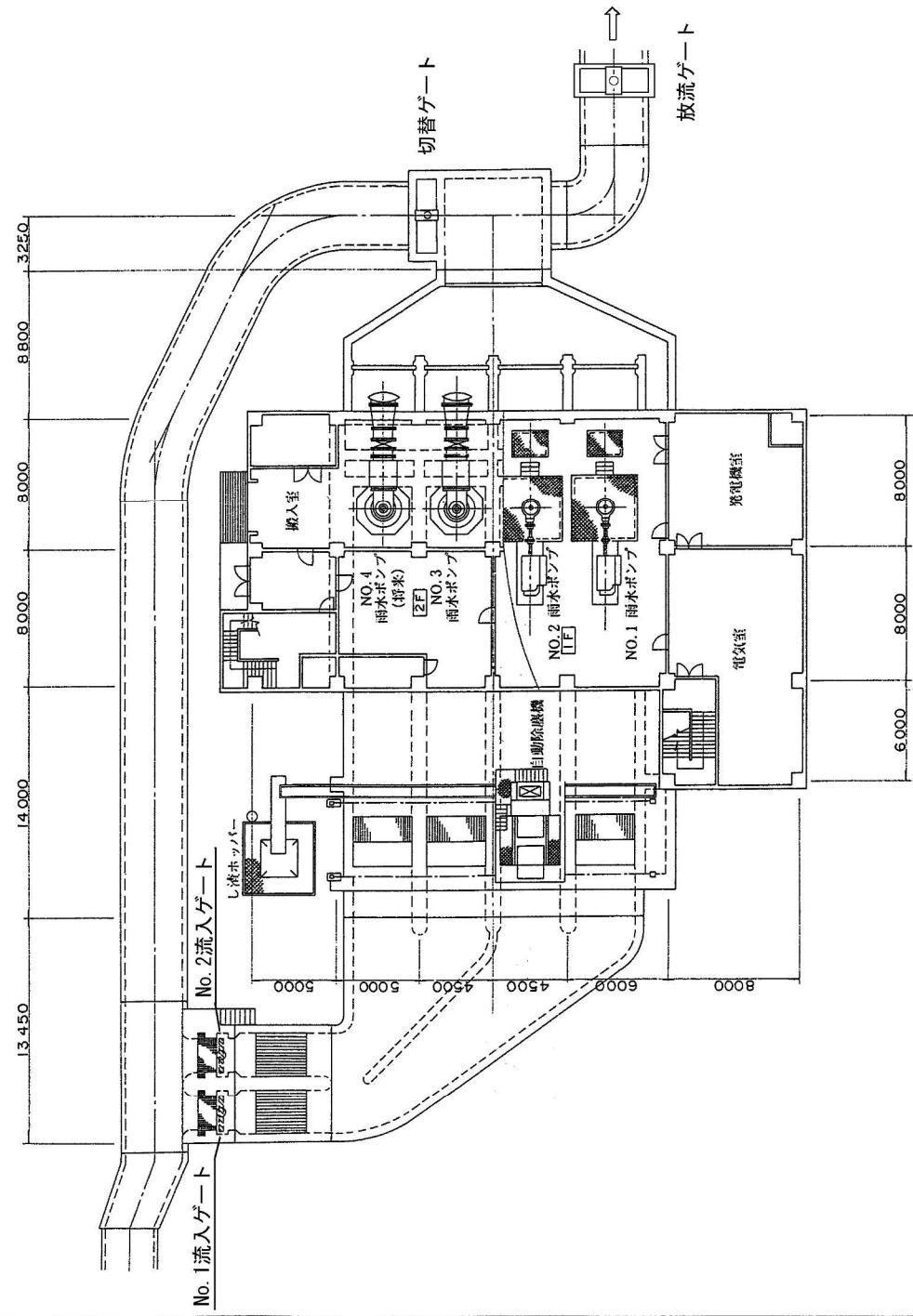
四郎丸雨水ポンプ場（四郎丸排水樋門）

仙台市太白区四郎丸字岡谷地地内

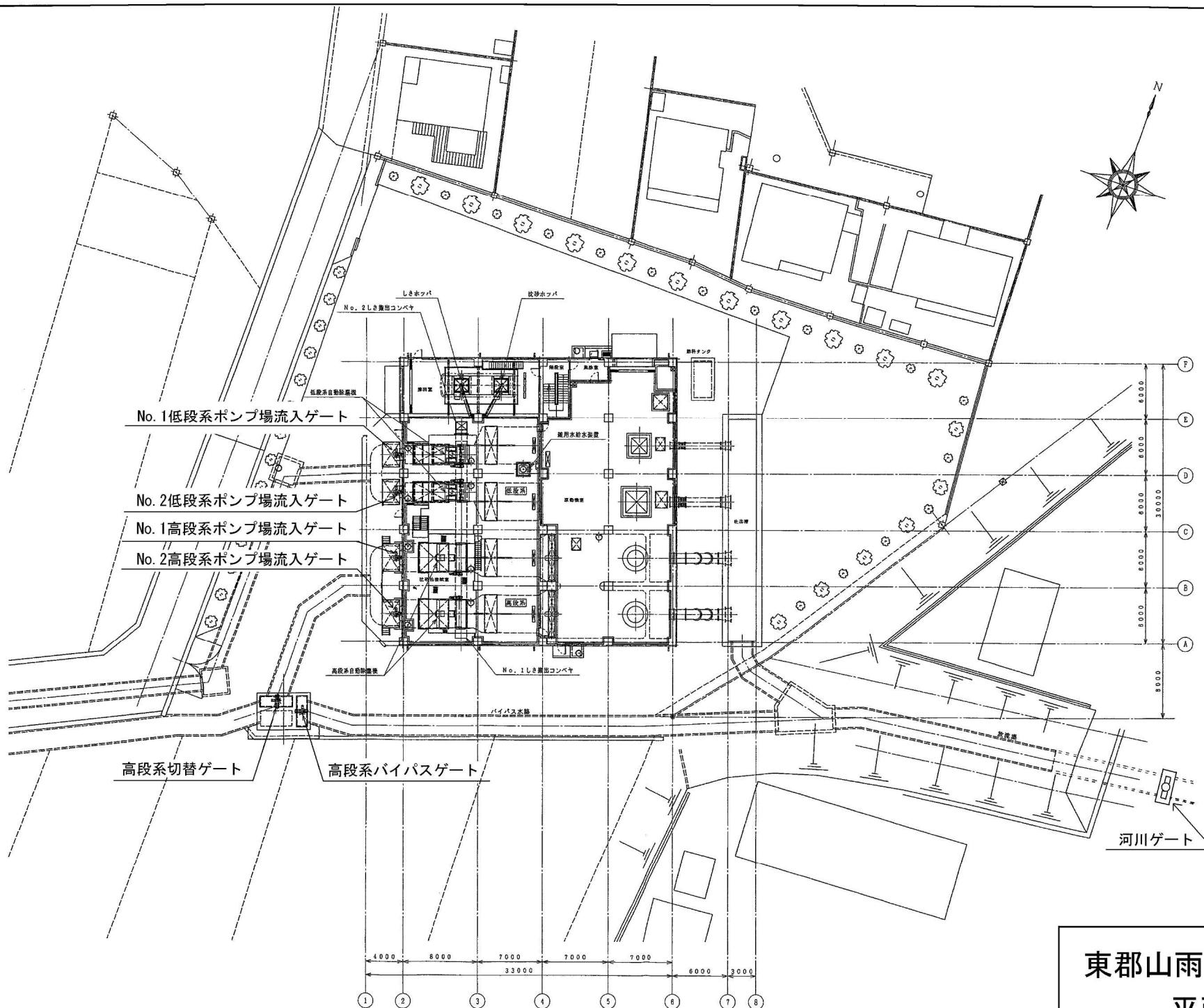
件名	落合雨水ポンプ場外12箇所運転管理業務委託	
図名	案内図	
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	縮尺 N.T.S.



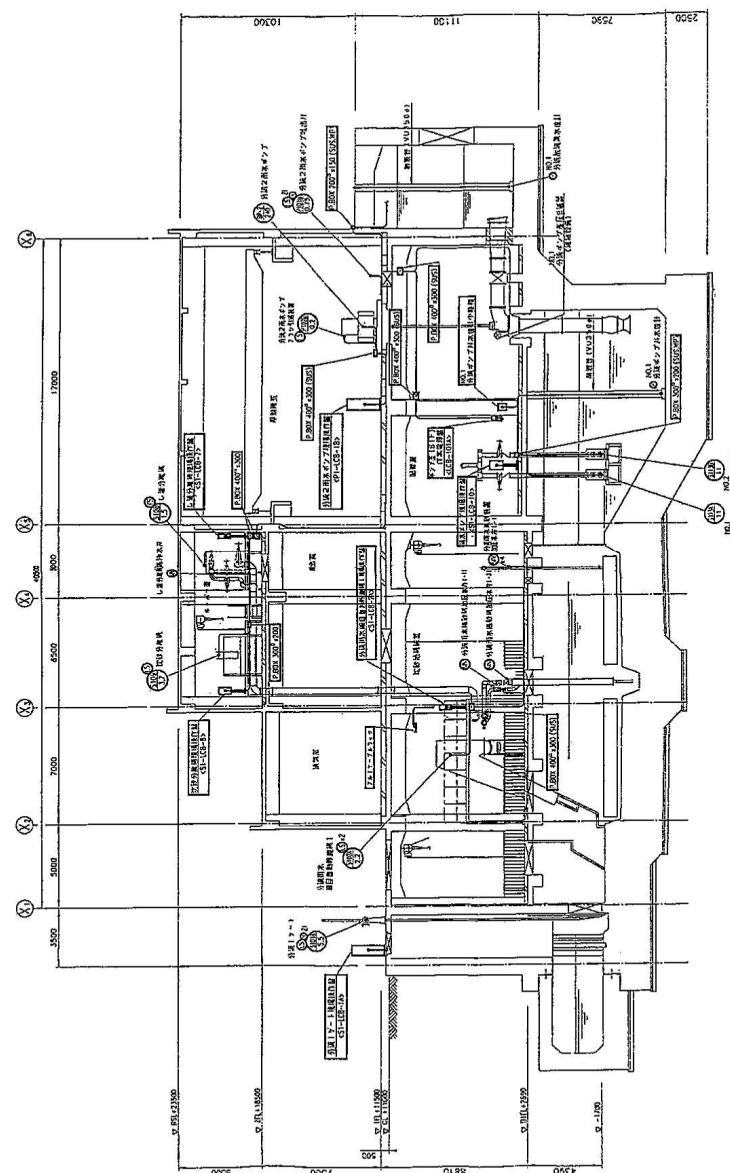
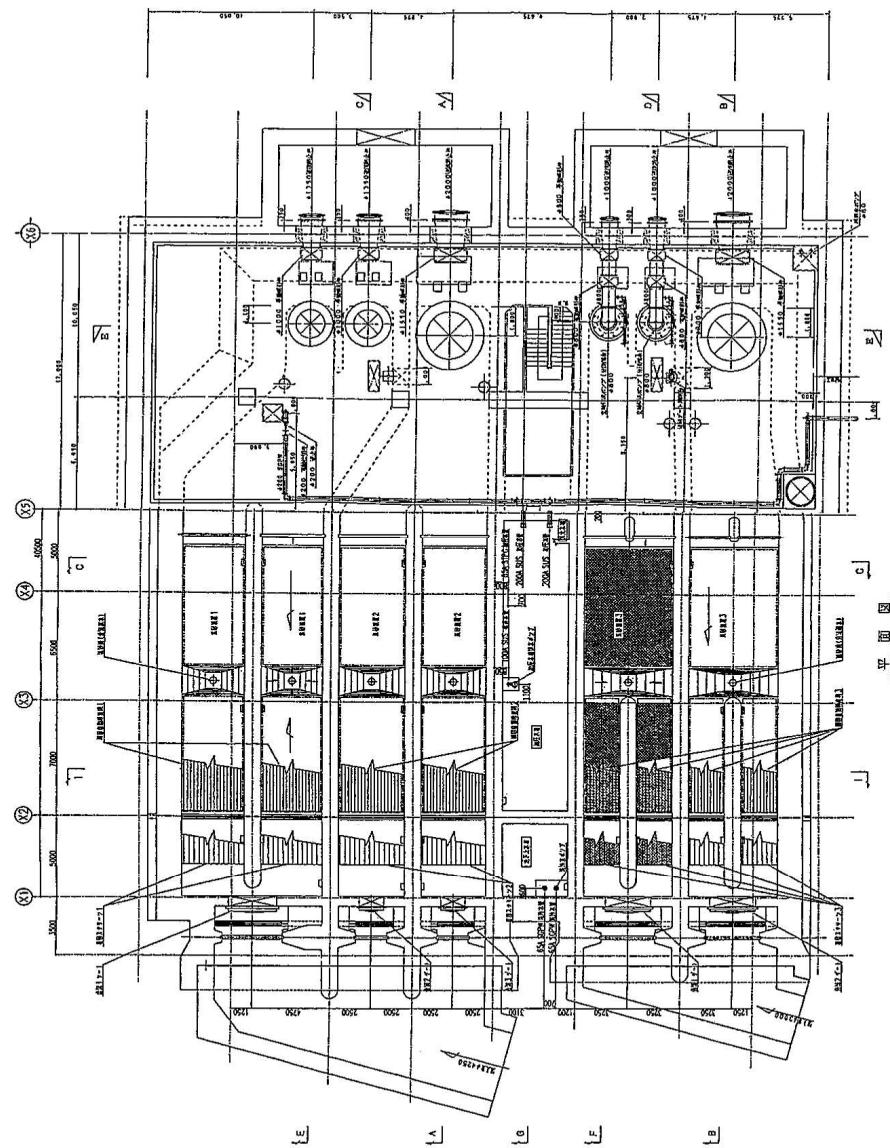
落合雨水ポンプ場 平面図・断面図



庄松雨水ポンプ場
平面図・断面図

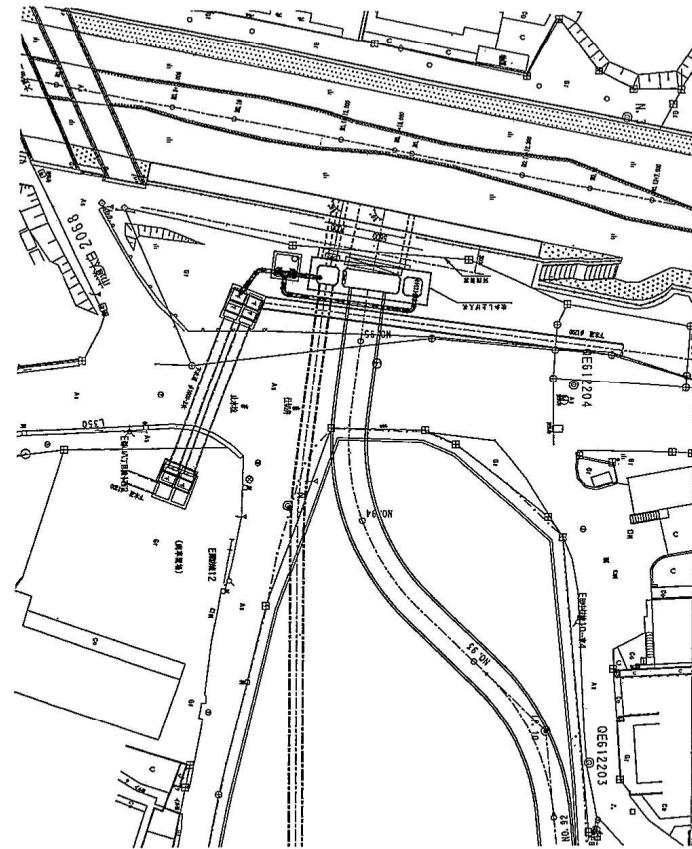


東郡山雨水ポンプ場 平面図

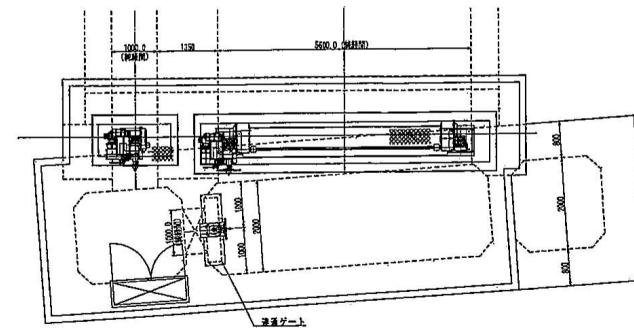


長町第一ポンプ場
平面図・断面図

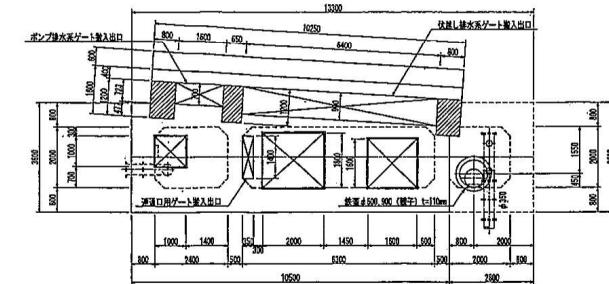
全体平面図



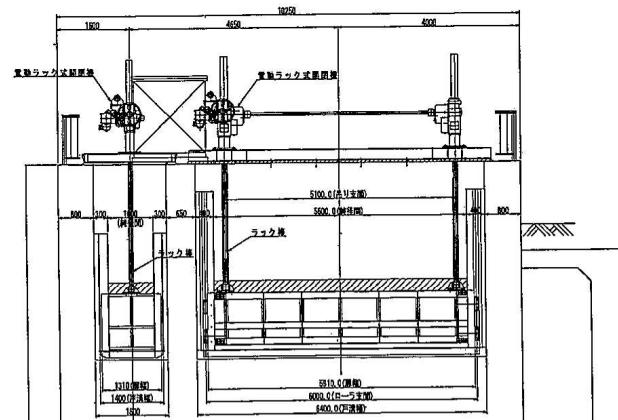
ゲート部平面図



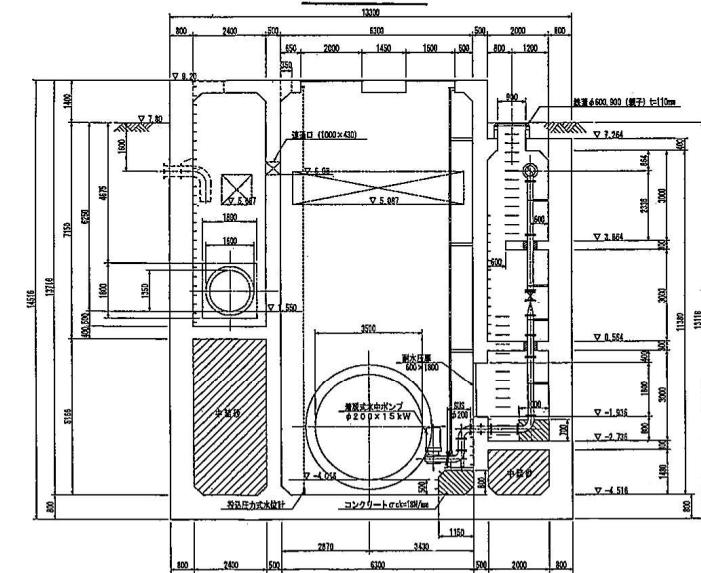
ポンプ部平面図



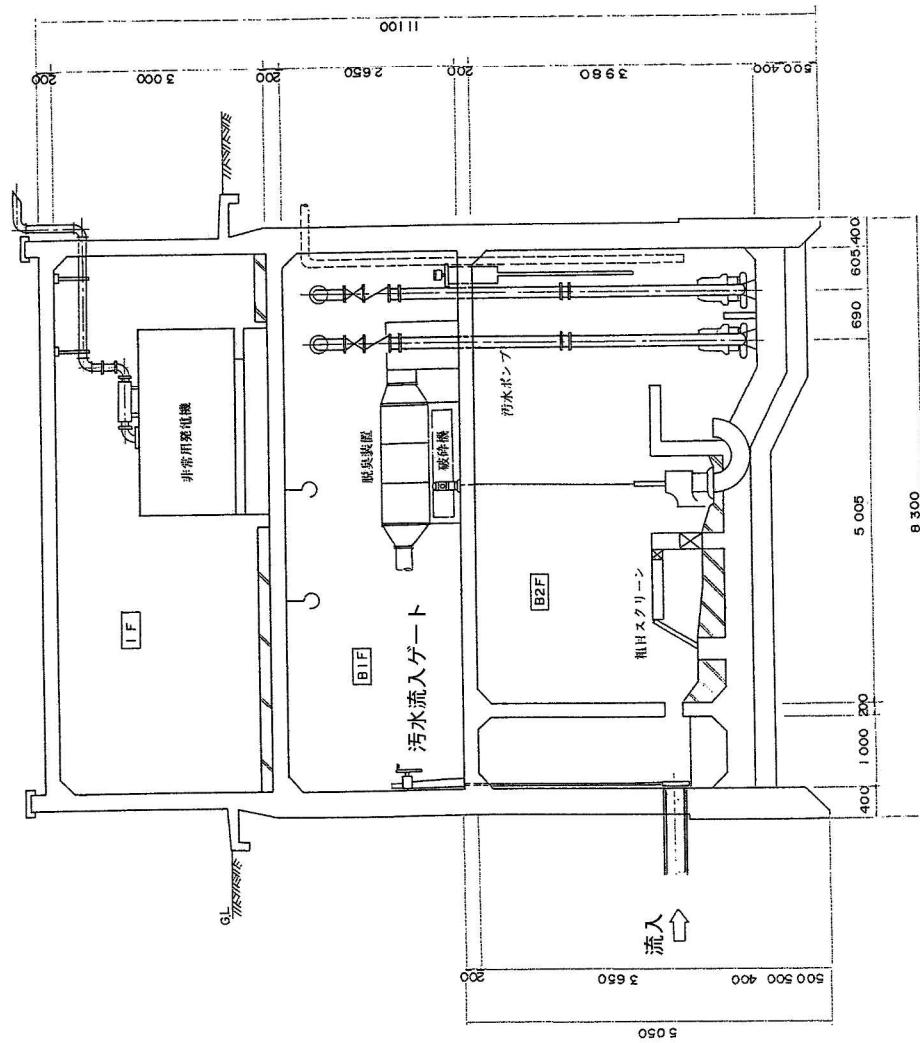
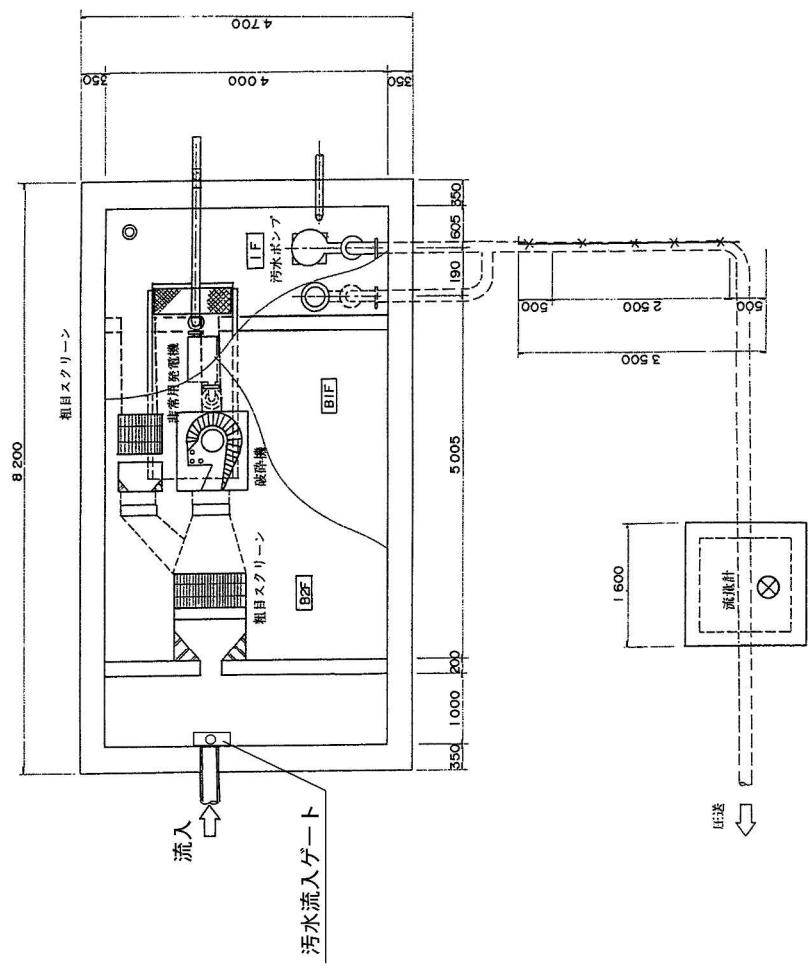
断面図



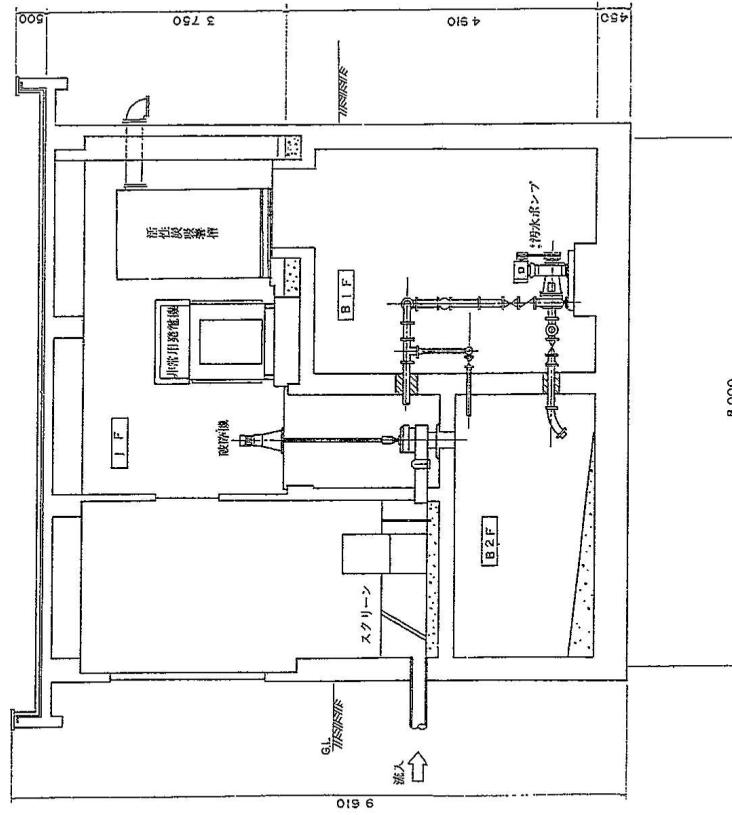
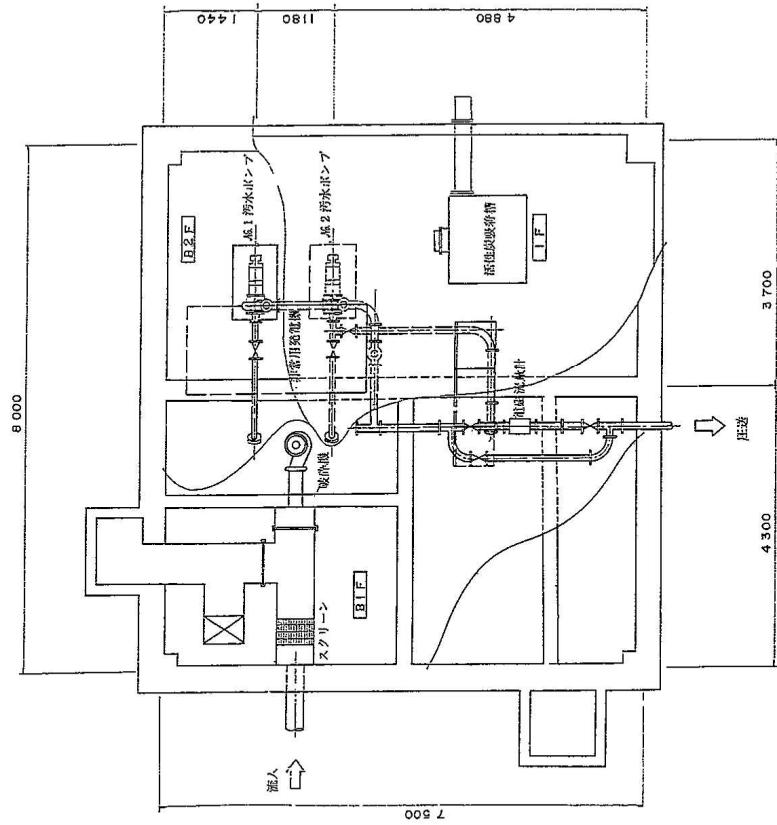
断面図



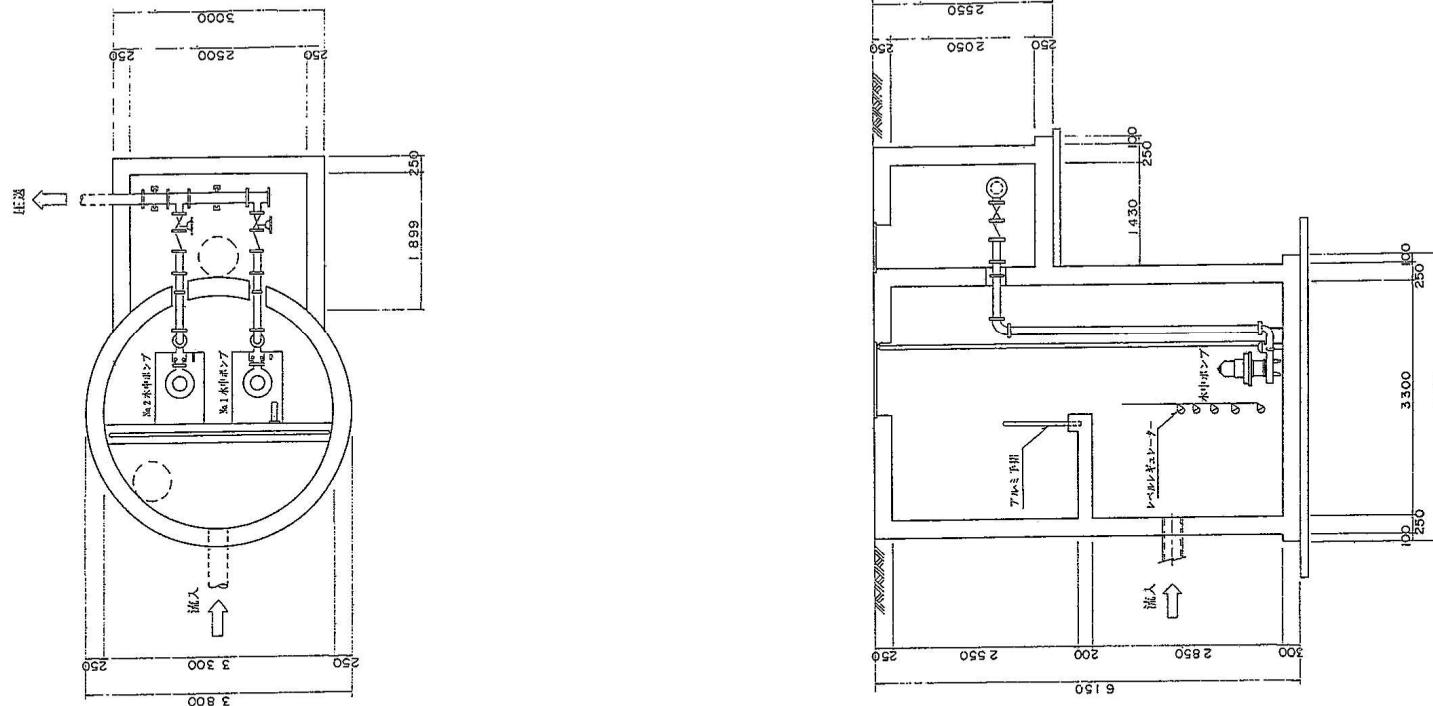
長町第二雨水幹線吐口 平面図・断面図



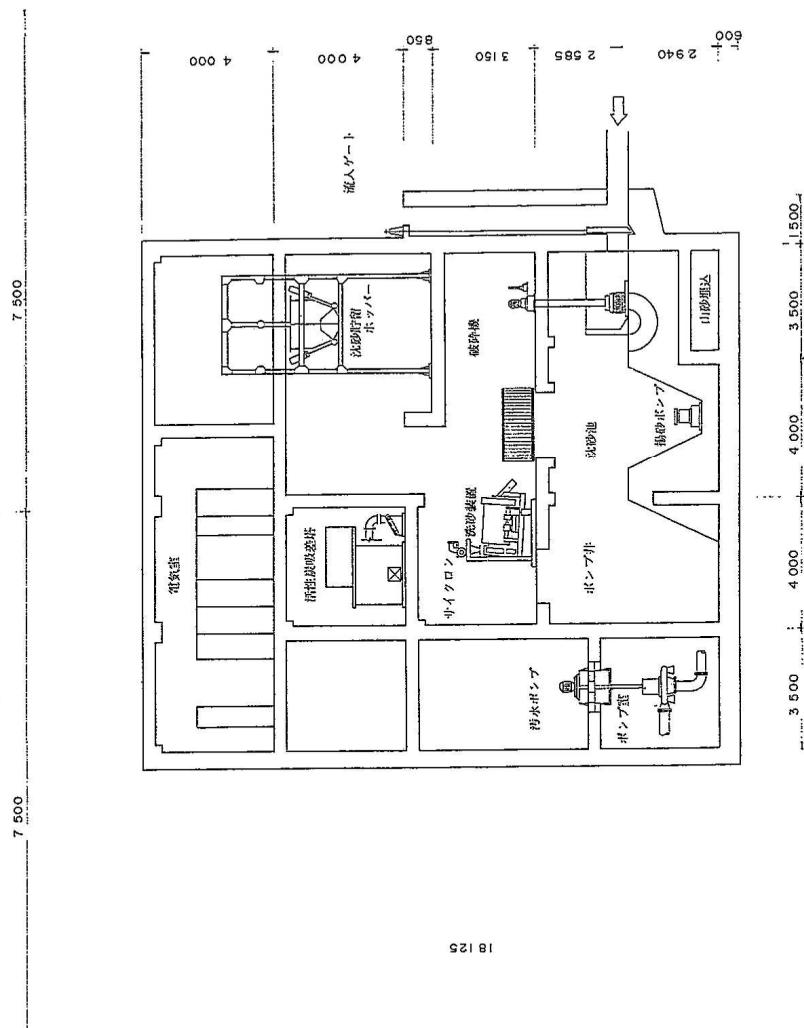
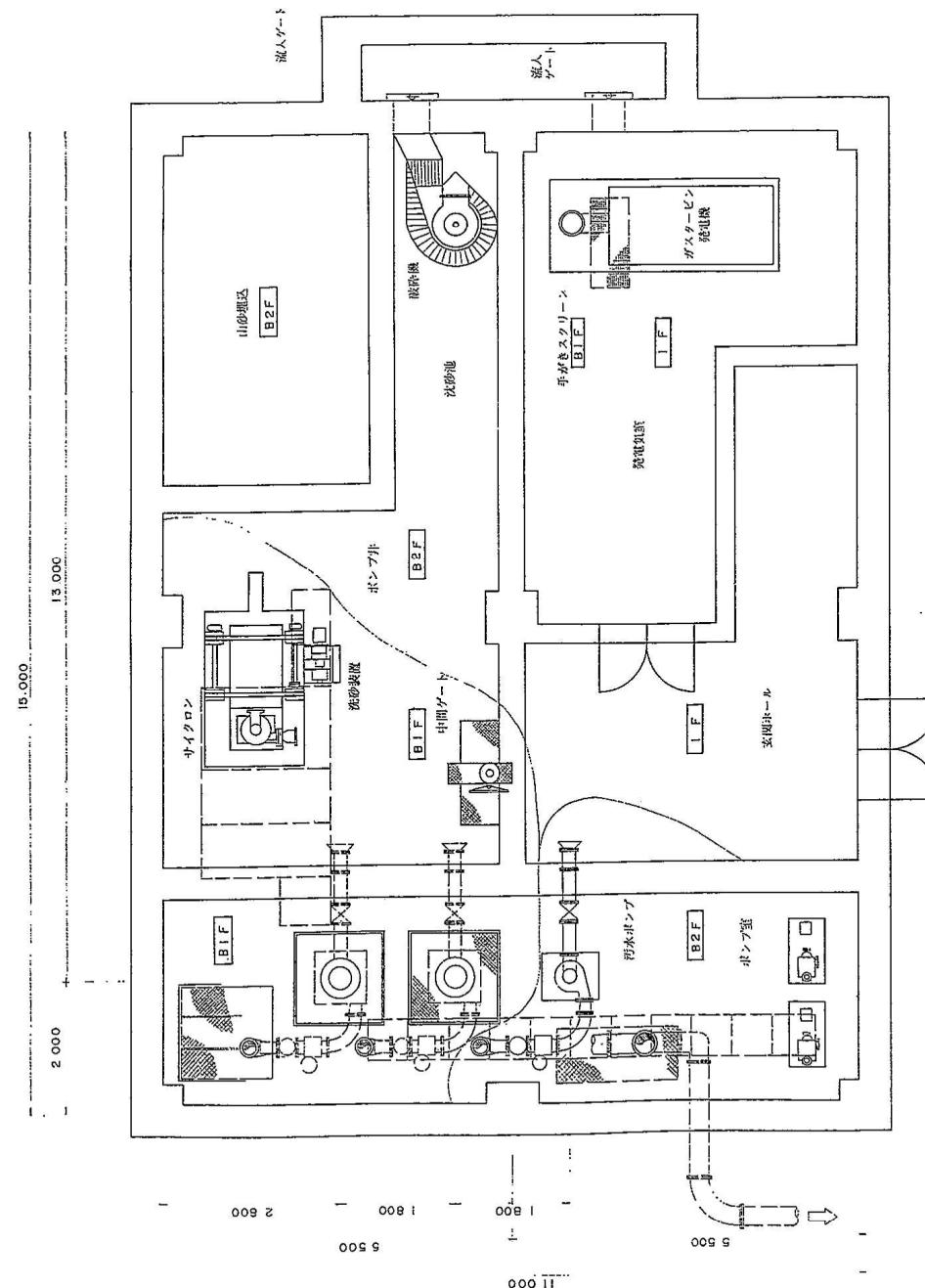
飯田団地ポンプ場
平面図・断面図



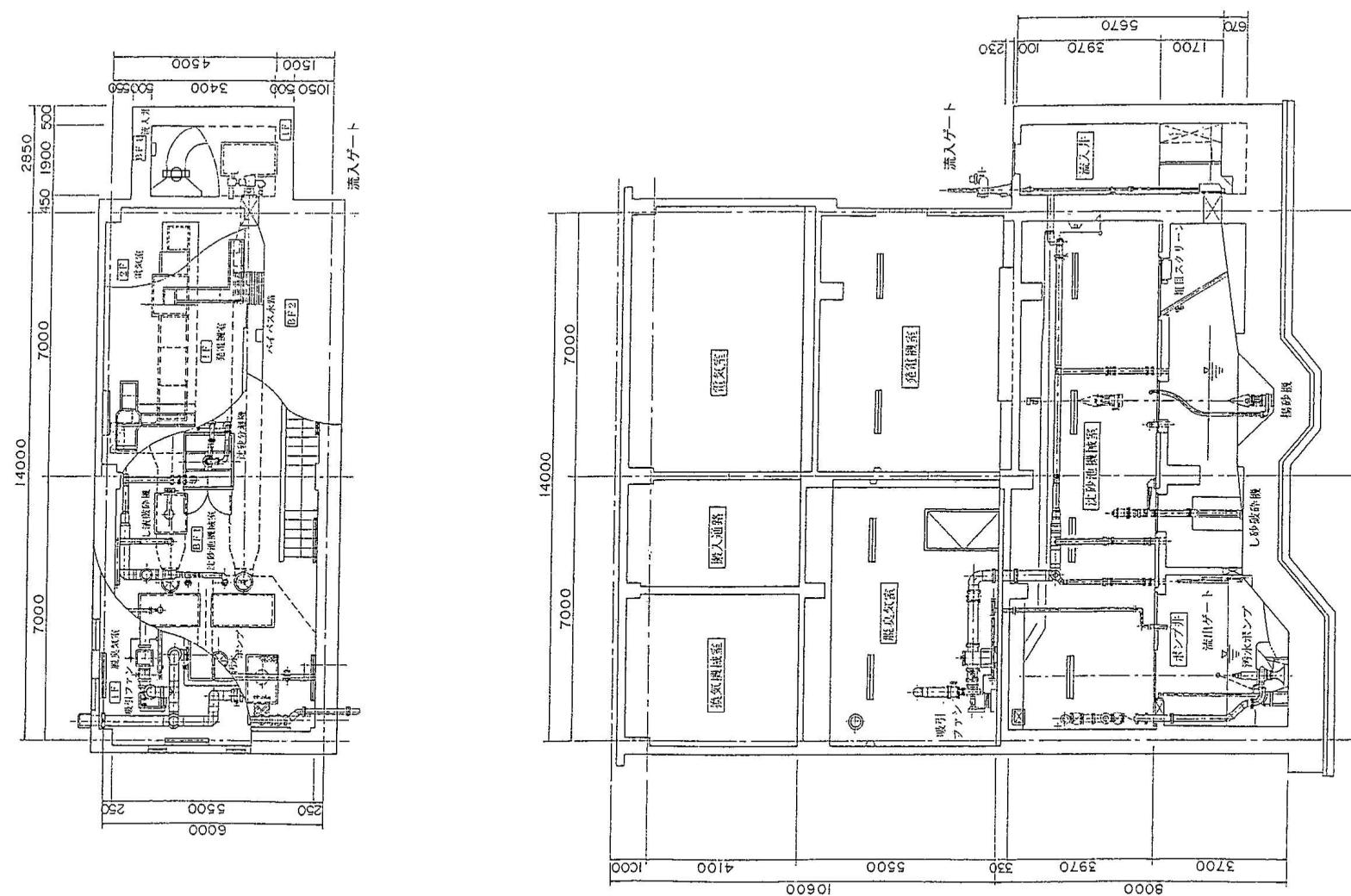
茂庭住宅団地ポンプ場 平面図・断面図



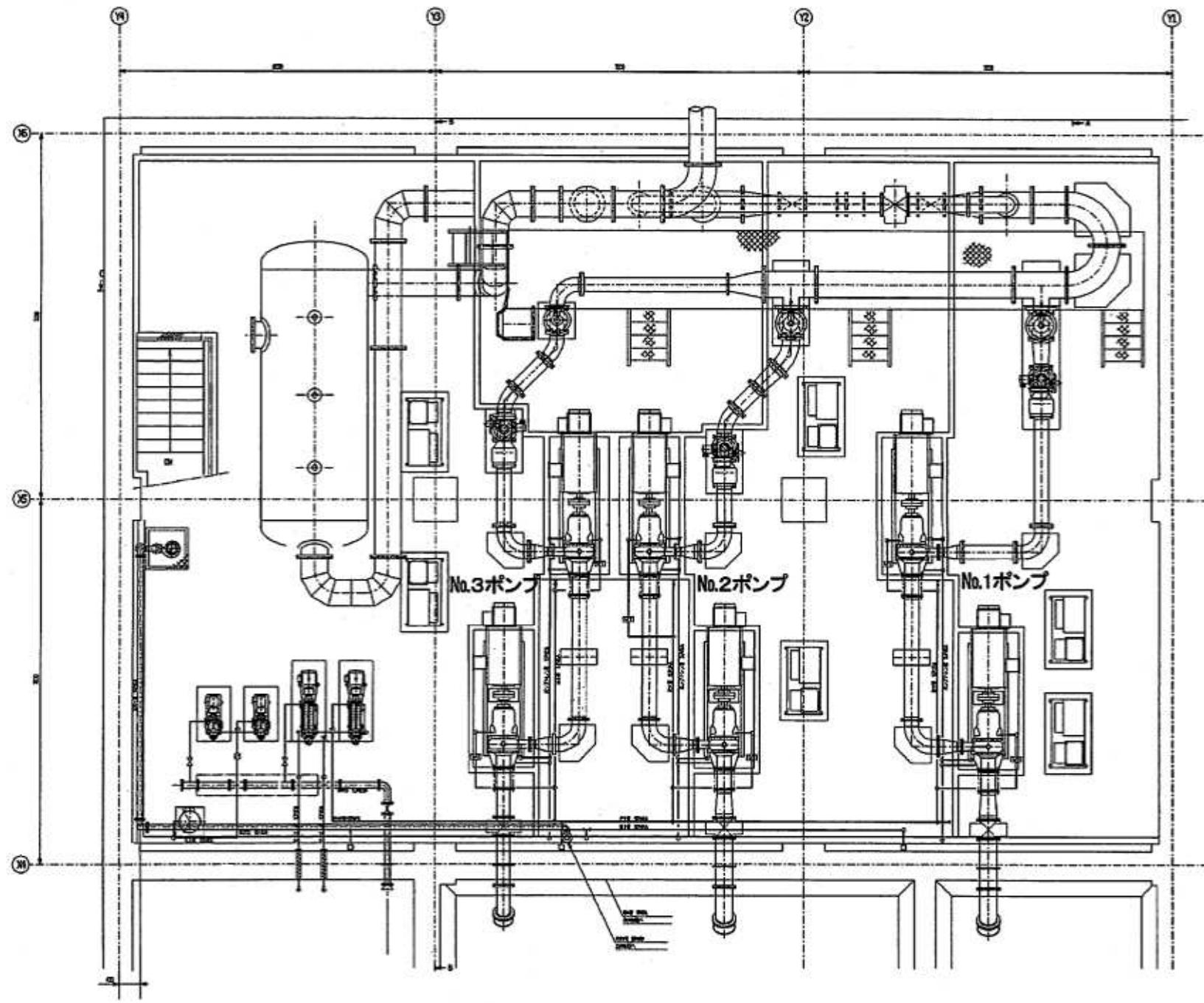
人来田西ポンプ場
平面図・断面図



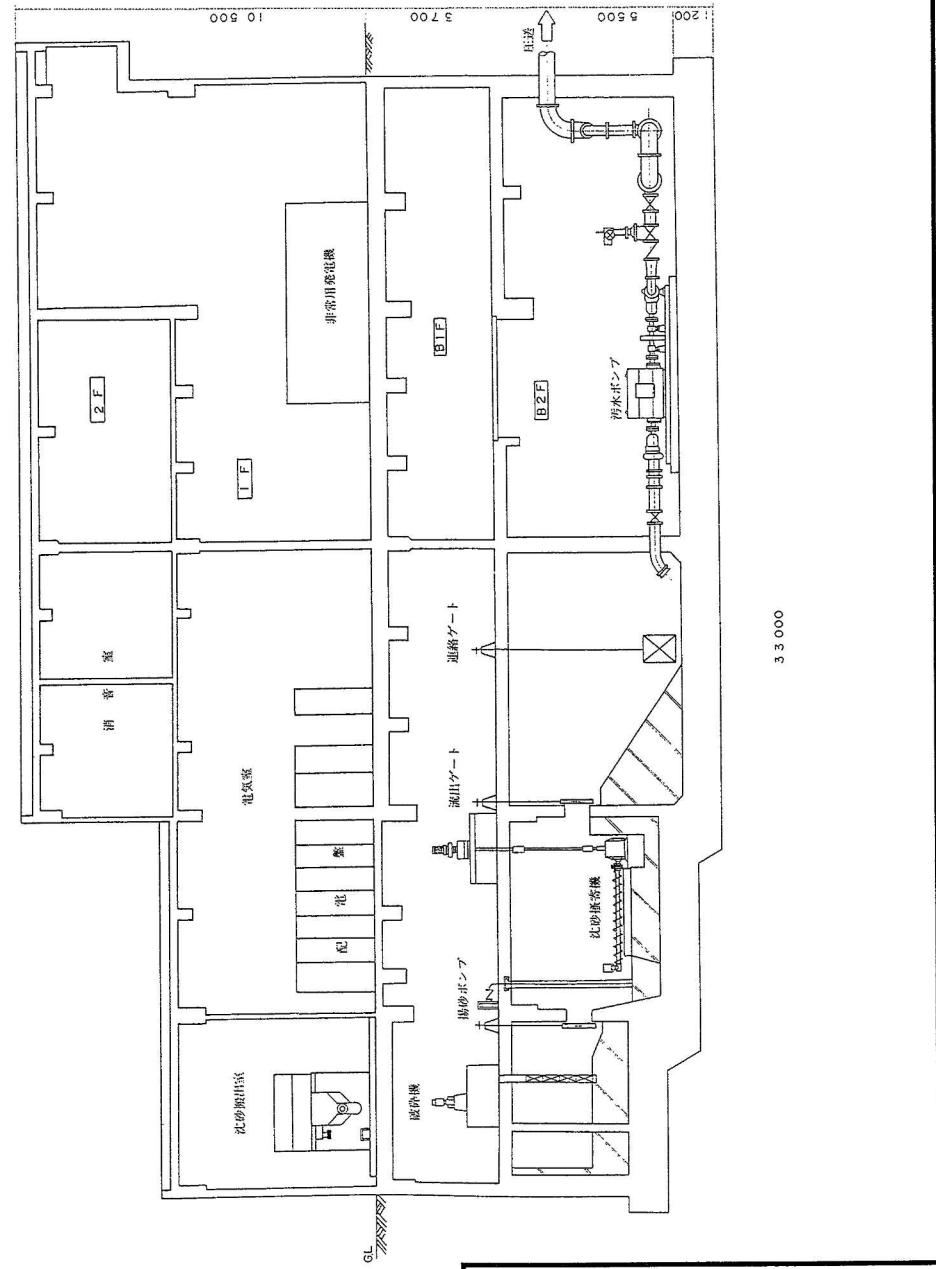
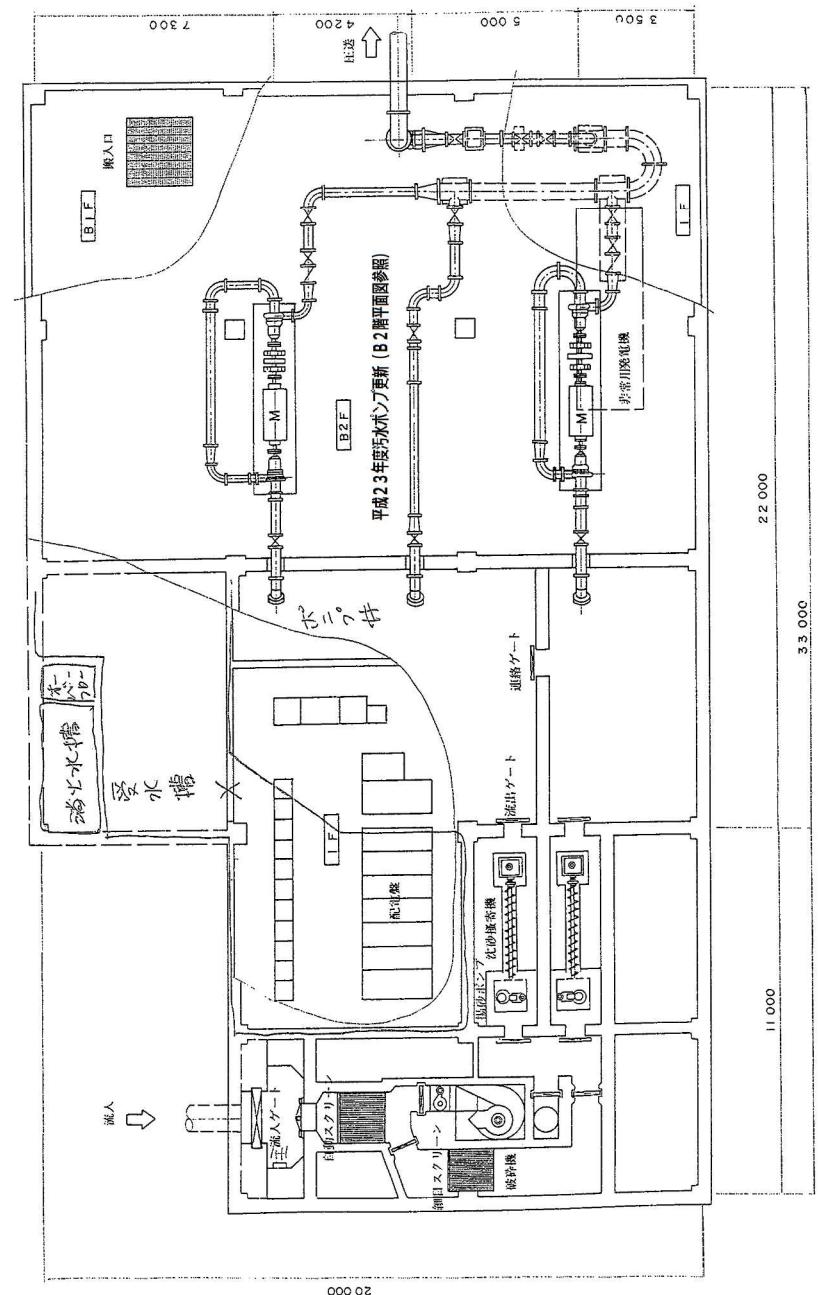
富沢ポンプ場 平面図・断面図



富沢南ポンプ場
平面図・断面図

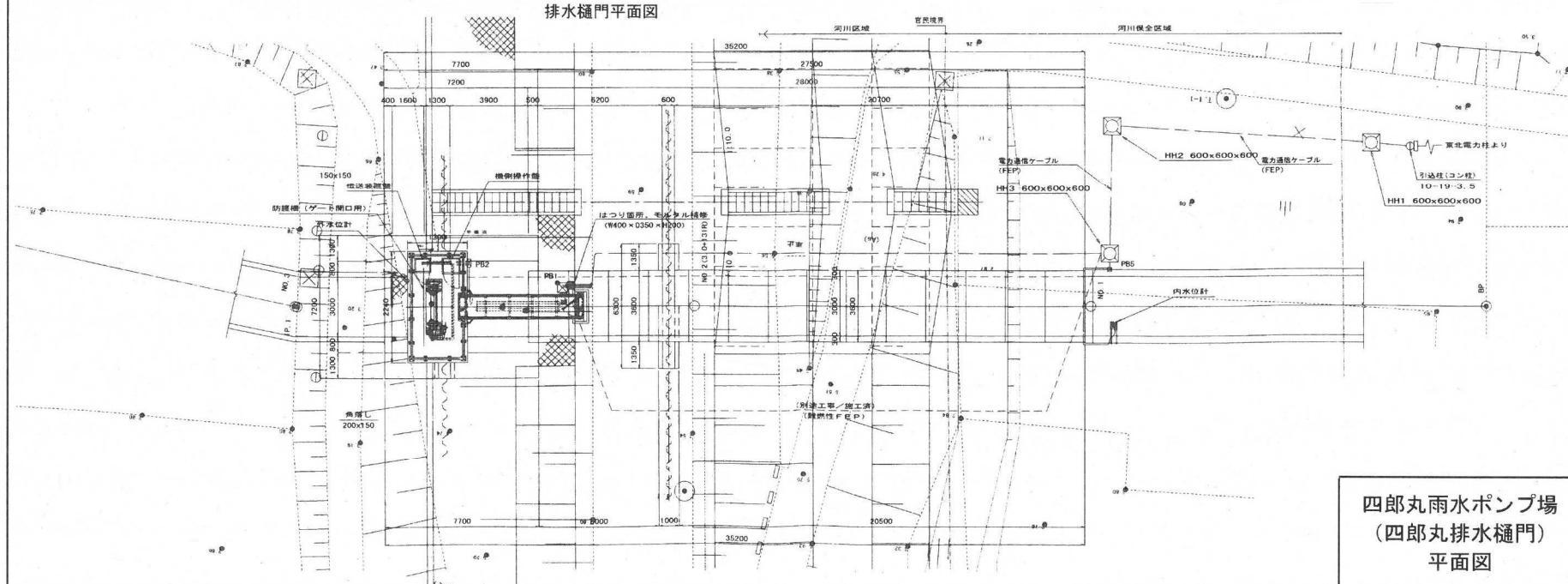
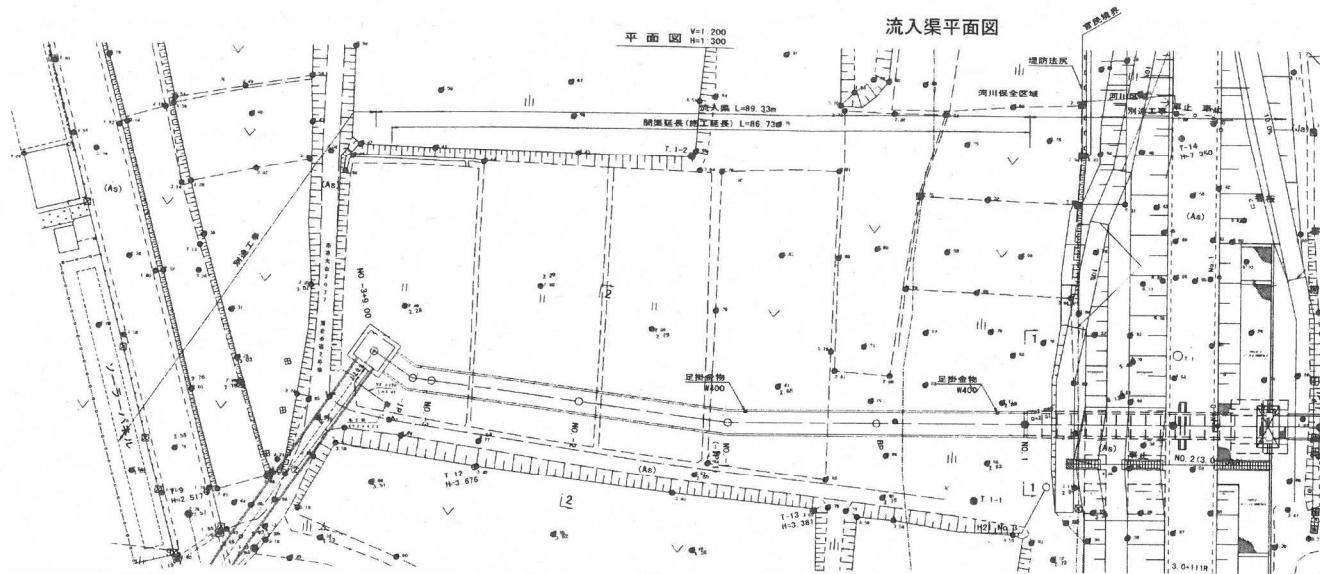


人来田ポンプ場
B2階平面図



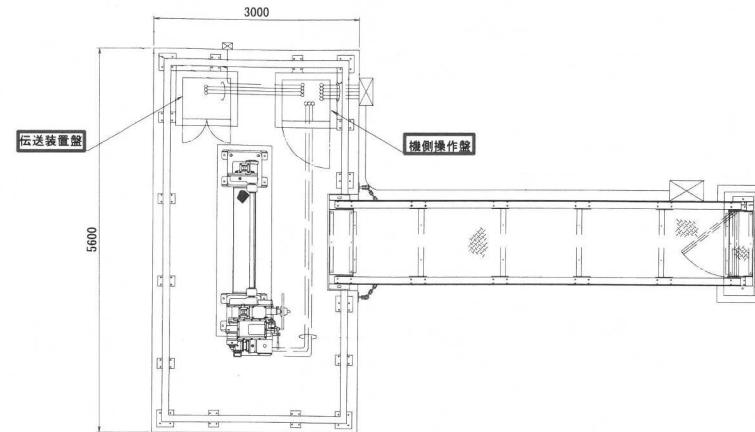
人来田ポンプ場

平面図・断面図

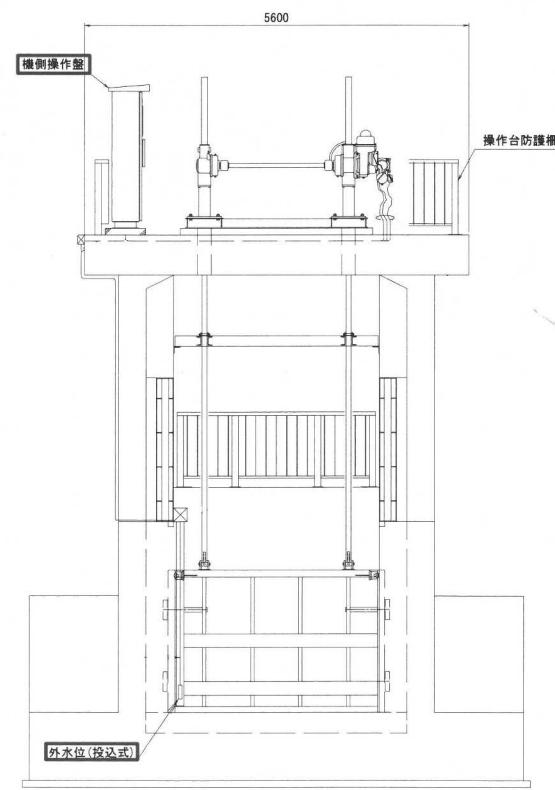


排水樋門 詳細図

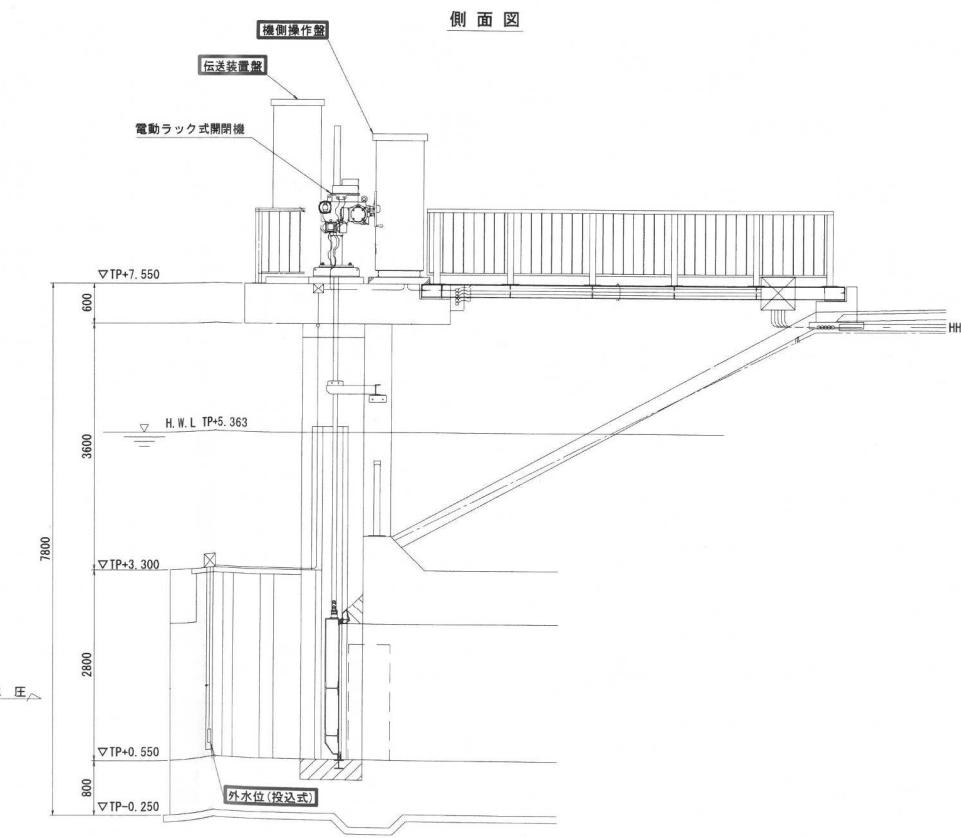
平面図



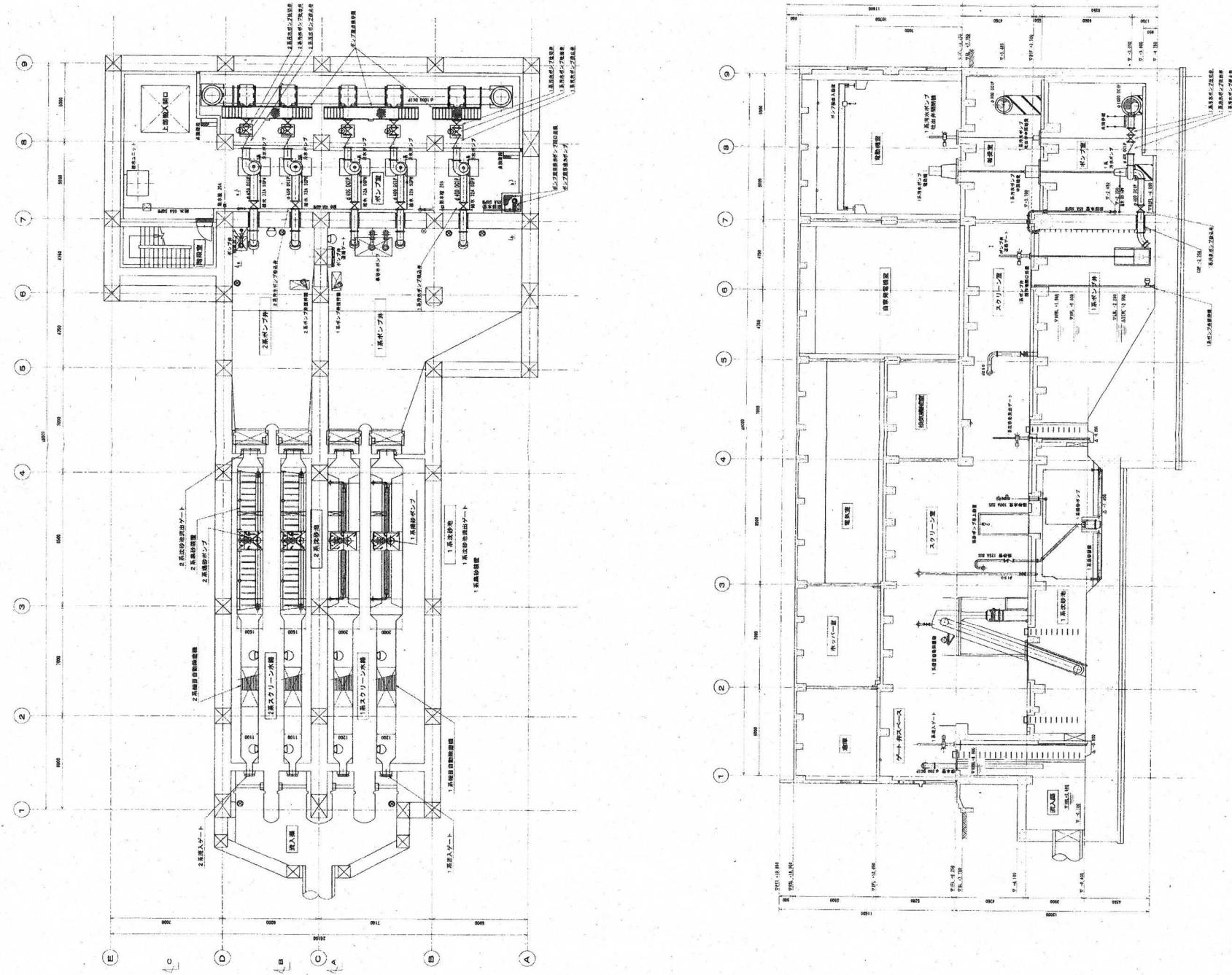
正面図



側面図



四郎丸雨水ポンプ場
(四郎丸排水樋門)
詳細図



诹訪町ポンプ場

平面図・断面図